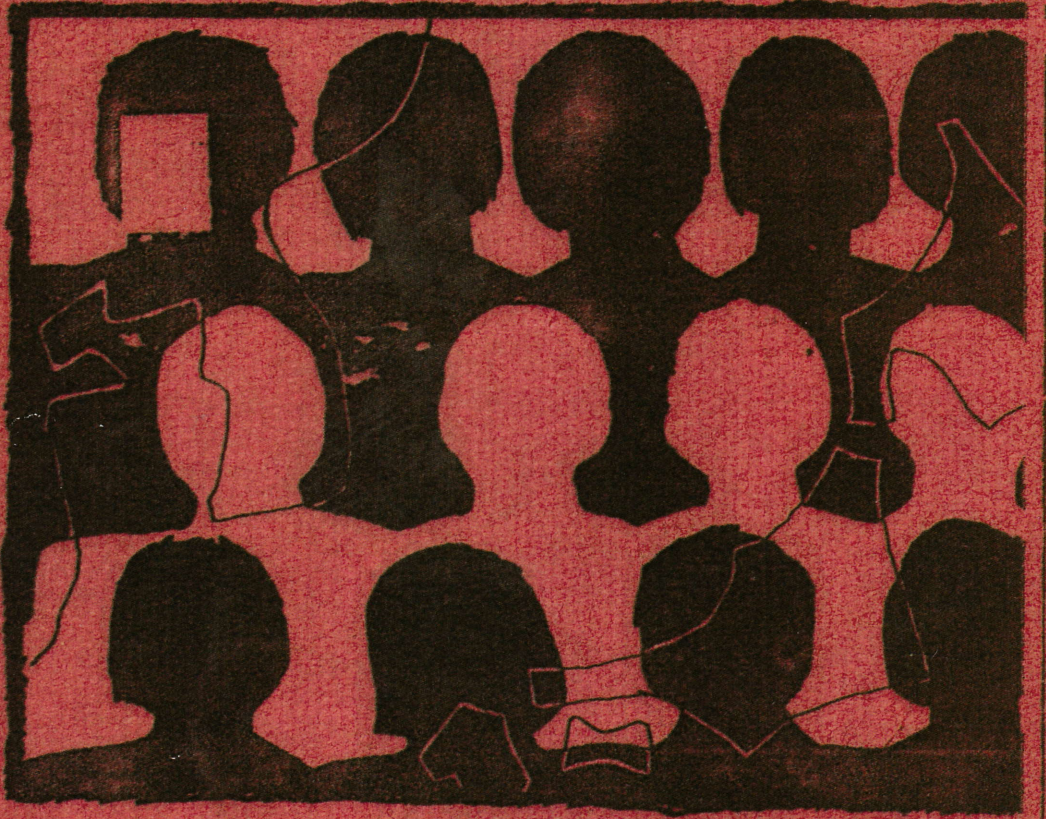


HI

HI-JACK
裁判支援

01



裁判支援 HI-JACK 委員会

目次

《私達は如何であり、何を追求しようとするのか》

よど号事件裁判文書審議会 (一)

《裁判からの決意の表明》

塩見孝也 (二)

《裁判からのアピール》

塩見孝也 (二)
高原若之
上原敦男
川島 宏

《特別寄稿・ハイジャック裁判に結集せよ》

共産党 未澤兼牧 対部 (三)

《岩倉義正監復レポート No.1》

よど号事件——過激派に対する弾圧と権

よど号事件弁護団 (一九)

《資料》

Aへアピール・ビラ

(一)よど号事件以降(七〇・九二)

(二)不当な接見禁止に抗議を！

よど号事件弁護団 (三五)
ベトナム反戦葛飾の会 (三六)

Bへ公判資料

(一)起訴状

(二)接見等禁止に喚して

Cへ接見禁止解除申請・接見許可願の出し方 (四七)

Dへ四被告の身柄関係メモ No.1 (五〇)

私達は、今、何であり、何を追求しようとするのか？

淀号HJ裁判支援委員会

はじめに

私達は、淀号事件裁判の四人の被告の一人である「川島宏君の友人Vの会」から出発した。六八―六九東大闘争を共有しつつ、しかしそこから自らを赤軍戦士として自己形成していった彼の七〇―七一の軌跡と私達のそれと異なり方から友人Vと言っても既にその関係のしかたに於いて明確な変換がある。私達ももし彼の「友人」であると言えりとしたら、それは彼の寛容によってである、と言えるかもしれない。関係の変換を示すものは実体的には東京拘置所の気違ひ的な黒灰色の壁であり、私達の内の数人もかつてそこで「生活」したが、現在は彼は「内」にあり私達は「外」に居るといふ事でありそして、彼や彼の同志諸君に対しては、日本国家は徹底した集中砲火を浴びせているし、私達は、と言えは私達の方向を模索しているとしても、未だ為らず、である。これは決定的な問題である。しかしながら、この彼我の関係の変換を断絶へと誘い、又恫喝するものは、やはり、友人Vであることを、私達は体験的に知っている。―徹底して「周辺」をつぶす、これは「彼ら」の戦

術である。私達がそれに耐え、各自の社会的場、自己の到着した地点による種々の形での「救援」を保持し続けることは、それ故、現実的に、実践的に、国家に対する党派性を確立することを必要とする。友人の会はそれを出発点とし、又、追求する当面の環としたが、今、HJ裁判支援委員会として、この裁判を「支えてゆく」ことを更なる環とする決意である。これには後述するような東大闘争と東大裁判闘争の総括があるのだが、具体的には、川島宏君への救援は裁判全体の支援たらざるを得ないことと、この長期化の予想され、又、いくつかの裁判の段階で困難が予想されるこの裁判を大衆的に支援する態勢が不在であったからである。

そこで私達から出発することにした。

私達は未だ微力であり、私達自身の展開のためと、後述の視点の下に開かれた交通形態を追求するために、その場をこのパンフとして維持してゆこうと考える。だから一切の余剰なイメージの誘発を避けて場を示す一つの記号、友人Vを名称としたい。淀号ハイジャックが、党派の側ではフェニックス作戦と呼ばれたことにちなみただけである。

(一) 淀号以降一年——九人は今?!

七〇年三月三十一日「淀号ハイジャック」から一年有余。飛翔した九名の人は今、何処で何を生きているだろうか。「彼等は兇悪犯であり、機内の人達は恐怖と空腹で今にも死ぬのではないか」といった「ヒューマニズム」が、実は権力の側にしか立つ事のない者特有の「人間への不信」と表裏をなすもので、その事によって、その人々が二重に薄汚ない存在であることを、選って来た人達は証明した。世界革命戦争の主体への、文字通りの飛翔という重い課題を背負って、更に自分の生命はもとより、百数十名の人たちの生命の重味にも耐えて最後まで人間的であったと私達も信ずる。フェニックス作戦と呼ばれるこの作戦の中で傍観する私達の目にも、国境と軍隊の問題をまざまざと提起した。国家という実体又は概念が、内と外の両面から規定され成立していると考え、国境と軍隊は国家の一方の環である。しかし、私達はこの点を、思想的にも実践的にも、殆んど自分の内に取り組みなかつた。私達が自分の実践的領域の中に取り組めた事なし、取り組もうとしたことはこの作戦が引き出した国家権力の対応、即ち、全面的な治安弾圧に對するものであった。

(二) 淀号以降一年——裁判が今?!

一年有余を経た現在、この淀号事件の裁判が開始される。七月一日に第一回の、七月二十二日の第二回の公判が。

九人が飛び立った後、一体誰が被告となるのであろうか。——赤軍派議長を始めとする、「幹部」と目された四名の人々である。勿論、ハイジャック罪などというものはなかったから、強盗致傷・国外移送略取・国外移送・監禁という罪名によっているのだが、三月三十一日当日は別件で逮捕拘留されていたにもかかわらず、「幹部である」ということから塩見孝也・高原浩之両氏は共同謀正犯で又、上原敦男・川島安の両氏は上述四罪名の補助によって起訴されている。(A資料V Bの(二)を参照)。

これらの人々は既に一年前後拘留されており、保釈については(現状のままでは)全く見通しが立たない。釈放要求の運動について今後さまざまな形態を追求しなくてはならないが、治安当局、裁判所の拘留の意志が全く純粹に階級情勢の中での彼らの対応として出てきている。つまり、「赤軍派の人間は、赤軍派が健在である内は保釈を出さない」、極端に言うところのこのことなる論理を彼らは使っているのである。監獄法の日本的性格等をふまえて、政治と人権の問題から立てる方向と、一方では、国家権力の意志そのものが階級的攻防のどういった質の反映であるのかを、敵と味方の両面の問題として暴露してゆかねばならない。

更に重大な事は、四人の人々は既に起訴後一年を経過しているにもかかわらず、未だに接見禁止の状態にある。起訴後の長期接見禁止というのは全く前代未聞のことである。具体的はどういうことかと言えば、拘留所での拘留中(勿論、独房)に、接見できるのは弁護士だけであり、文通できるのもそうであるということである。新聞の講読すら、昨年10月まで禁止されていたのである。現在ハイジャック裁判の弁護団は四名で、それぞれ他の事件をかかえておられ

接見に行けるのは一週間か二週間に一度という状態であった。私達は、そこでの生活を想像できるだろうか。この三月になってやっと、被告の妻、兄弟に関する接見禁止が解除された。そして最近友人・知人という場合、その都度裁判所で許可を求めることによって接見が可能となった。現状への抗議を更に集中し(A資料V Aの(二))、一日も早く全面的に接見禁止を解除させねばならない。(A資料V Bの(二)の検察側の接見請求書を見ればわかるように、検察側、裁判所の理由は奪還計画云々を挙げているが、実質的には完全な消耗作戦であり、少しでも完全に社会から隔離しようという他に他ならなさ。

(三) 淀号以降——「過激派」と称される人々に対して?!

四人の被告に対する長期拘留、接見禁止という苛酷な弾圧を見せしめにする一方、(国家)は六九年秋の大菩薩以降、赤軍派に対して破防法の団体規制を実質化したと云える弾圧をかけてきたのだがこのハイジャック以降一段と強化され、活動家に対する「公然たる」(尾行、もしくは行動妨害、頻繁なガサ入れ、強制的)任意同行が日常化した。こうした活動家の人たちはむき出しの(権力)と隣り合わせて二十四時間の対峙を余儀なくされている。私達はこうした状況に対して実態を余りに知らなすぎると、又、平静で扱われるのは何故だろうか?(赤軍派救済からの報告)。

更に最近、都市の広場の空間(駅、食堂、風呂屋など)で「赤軍派重要対象人物」なる人相書を発見する。逮捕状も出ていない人たちが何故こうした手配もどきの「指命」をされるのだろうか。たんの

に云うと、まさに「彼らは赤軍派である」からである。それを見ることによって人々が赤軍派の人々の諸活動、或いは単なる生活上の依頼、交渉さえも敬遠するであろうことを「国家」は希望しているのである。事実、最近の不動産屋、アパートの大家さん達の協力ぶりは目を見張る位である。(長髪で学生風、学生夫婦らしい者、前金を即金で払う者、学生風の出入りのある者。t。は警戒してほしい旨の某警察署での指導ビラもある位であるし、今春、下宿、アパートを探したところのある人は、そうした人たちの、国家の側から監視する視線を体験されたりし、一斉検問に逢着し、尋問や所持品検査を受けたこともあるだろう。「過激派」徹底的におしえ込み、社会から隔離するという弾圧、管理の仕方が実は、私達自身に對する管理の強化であることがわかる。即ち、私達はいつ検問を受けるかも知れないし、赤軍派などの新聞、パンフを持っているだけで強制連行されたり、自分の棲息する下宿とアパートでの生活自体が「模範的市民」の方に規制される訳であるから。これらは全く私達自身の問題なのだ。

四 こうした一連の過程の中から

私達の周辺、棲息する空間は、私達の想像以上にその管理の強化が進んでおり、又、国家の側からする直接的なものと、下からの自発的な、又は、民間協力といった形ものが複合されており、重要なことはその過程と構造を通して確実に、(国家)の方へ(の)包摂が進行しており、いわば(国家)の目による監視の目が数十倍に強化されているのだ。これは、アパートに居ても、茶店に居ても、電車

の中に居てもリアルに感じられる。既に見たようなHJ裁判被告に
対する接禁状態というのは、形に於いては大村収容所における在日
アジア人に対してはるか以前から苛酷にかせられたものである。赤
軍派などの活動家や家族に対する生活の場からする「人々の目や手」
による差別や抑圧も、(歴史性がないとは言え)形としての、近さ
がますます強まろうとしている。沖繩処分を遂行し本格的にアジア
侵略、戦争政策を追求しようとする日帝の国内再編、人民総動員が
日常世界の表裏で執拗に展開されてきているのだ。戦略論争はある。だが、
敵は戦略で分けたりはしない。「戦争派」が孤立せざるを得ないで
いたら、それは、私達の方針に中途半端なところがあるからでは
ないか。タンの言え、戦後民主主義を頭の中で解体しながら、
いやそこにとどまっておろ、それ故に、国家権力の赤裸々な弾圧に
対してはモノワカリがよくなるのではないか。

(四) 私達の現在「認識」していることは

客観主義的になるが、69東大一月、4・28を経る中で了解された
ように、69秋の敗北といわれるものは、60年代政治の根底からの限
界、スケジュール、カンパニア闘争の戦術的「先鋭化」の破産であ
った。「軍事的敗北」は単なる物量としての軍事に平板化されては
ならず、実体としての軍事であり、それを可能とし、かつそれを手
段とする革命的人民の政治実体の構築の問題であること、先進国型
革命闘争における実体としての軍事と実体としての革命の大衆の獲
得、即ち八魚と水Vの關係の実体創出である。本格的武装闘争が生
産、生活の全面にわたる陣型を不断に創出することなくしては持続

できないように、大衆闘争が自分の個有の課題の徹底した追求(執
着)を基にして、その八根拠Vへの闘いに転化するためには八時代
性Vを集約し体現する闘争が不可欠である。

しかし、私達のささやかな地域での運動経験は次のことを示して
いるようだ——「水」、「人民の海」といったところで(我々を含
めて)大衆は抽象的な方向指示で動く訳がない。

生活する大衆自身の独自の課題のトコトンの追求(全面展開)は
(現段階では)新たな生きてゆく形態(生活実体)の創出——八個
・共同体的所有の方へVを軸として展開する内発性を持っている、
又、それなくしてはそもそも持続することが難しい。

(六) さしあたって現在何を試行しようとするか

(四)は私達の観念の中の鏡であり、その環が何であるのかを主体
的に明らかにできていない。私達は、やはり、「さしあたって」と
(六)を始めざるを得ないが「さしあたって」で始めてゆく実践が結
局のところどこでも不足しているに違いないと確信する現在の反弾
圧の過渡的な方針ないし運動の構図を次のように考える——抵抗の
陣型とは、入管闘争体、地域救援運動体、個別救援、支援運動体の
共同戦線化にとどまってはならない。直接的抵抗体を媒介としてつ
現下の階級攻防の質を全国の地域闘争の中に環流すること、その工
作を一つ一つ発見すること、実践すること、三里塚闘争の暗示する
ように、実体としての支援(農村内部、都市と農村)を私達の戦線
が提起し実践できなければならぬ。
最後に私達のHJ裁支委としての方針を簡単に述べよう。

第一に、長期的裁判の支援を貫徹すること、①半合法下におかれ
た赤軍派の政治主張の場として法廷を確保する(大衆宣伝)②接見
禁止解除要求政治犯釈放要求。

第二に、軍事を問題にされている赤軍破防法に対する大衆戦線の
結集を目指す。

第三に、地域活動との結合を追求する(現在の我々の「地域闘争」
活動の展開)。

第四に八我々Vの飛躍を自立した闘争展開の中で追求する。(救
援活動への弾圧をはね返さず八強さV、個別諸領域で抵抗運動を展
開する実践的強さの獲得の中で)。

獄中からの決意表明

塩見孝也

武装闘争の兄弟達、日本人民の最良の息子であり、娘である革命的青年諸君！

(一)ゲリラ戦争をどんな困難に遭遇し、どんな犠牲を払おうとも日本革命戦争は、その端緒を先進国都市型ゲリラ戦争として登場させているのです。このような型の戦争でしか先進国革命戦争は始まらないのです。これまで多くの試行錯誤がなされ、多くの敗北と犠牲を蒙る中で、我々は沢山のことを学んだはずだ。最早、自らの未熟さや、革命的敗北主義、でもって自らを慰めるようなことはやめよう。誇り高く闘い、勝利することのみを考えよう。勝利が得られない時、戦闘の中で立派に死を受け入れるだけの覚悟を固めよう。敗北は、我々をして豚の安住か、人間の尊厳を忘れ去った恐怖におびえた奴隷の階級に陥し込めてしまうのです。生き永らえて恥をかきよりは、戦士として誇り高く自分の血にまみれ、息を引きとることこそ考えよう。日本階級闘争の主体は過去の平和期から持ち越した種々のブルジョア的な遺物を、今キレイさっぱり投げ捨て、自らの過渡性を克服し、革命戦争を担うにふさわしい主体に改造されねばならない。

反共や反革命軍隊との凄絶な闘争に勝利すべく、全ての生活を戦

争に捧げ中途半端な加担を清算し、自己を人民の軍隊の兵士として将校として闘い鍛えることではないでしょうか。軍隊から離れ、わかった風に、マルクス主義の生き生きとした生彩に富んだ真理を死んだ教条にすりかえ、若者達の心を曇らせ毒させてしまう「黨員」や「理論家」達を粉砕し、古い経験豊富な指導者達が自らの革命性を唯一維持すべく、軍隊の中であって若い兵士と結合することによって再生される方向にこそ勝利の道があるのです。獄中の私達は、今すぐにもできることなら兵士として、前衛として、このような任務につきたいと考えている。虜われて、自己のなすべき任務を他の人々に嫁すこと程苦痛なことではない。だが忘れないで欲しい。虜われてから以来我々は今日の苦悩と、明日の人間性を代表すべく自己を錬成し、出獄した際から始まる「勝利か死」の事態に備えるべく、獄中の安逸と容赦ない闘いを堅持していることを。決して我々が無駄に時を過ごしているのではないことを理解して欲しい。だから、今、戦闘に加われないことを許して欲しい。獄中生活は、外の人々が考える程苦痛なものでは全くない。自己を律することさえできれば、これ程戦士として守り抜き易い部署はない。外の戦場の血みどろの任務にくらべらるならば、ものの数ではないのです。

□明らかに世界革命戦争は、その対峙段階を有利に展開し、ブルジョア反革命十字軍の矛盾は激化している。インドシナ革命戦争は、その革命の普遍的息吹きを全世界に向け飛び散らせ、明日を代表する輝きを、ますます、光輝たらしめている。革命戦争の最前線を包み込むように遊撃区が拡大され、国際根拠地化が進み、先進国ではますますゲリラが増大し過渡的遊撃区の役割を果たし始めている。日本人民は、自己に課せられた遊撃区での任務を、ゲリラ戦争として大胆に、大胆に開始しなければならぬ。ゲリラの戦いは一握りのそれから徐々に無数のゲリラ軍団に拡がり、大衆との結合を開始してゆくでしょう。革命戦争統一戦線は、ファシズムと人民戦線派や人民戦線「左」派「八派」の二重包囲に抗しつつ、大連合的に造られてゆかねばならない。ゲリラ戦は、遊撃戦に発展する次の段階を迎えるだろう。この段階は、武装闘争と工場プロレタリアとの結合を促進させ、国際的革命勢力と日本武装勢力をしっかりと結びつけ合わせるでしょう。しかし、この段階こそ名実ともに日本世界革命戦争の運命を分かち、残酷で多大な犠牲を伴う段階であることを銘記しておかなければならない。ファシズム、人民戦線派との事実上の決戦の時期です。無数の革命家・兵士・人民の屍の中で遊撃軍は蜂起軍に改編され、統一戦線は潜在的権力機関に転化しなければならぬ。また、日・米・亜の国際的総反攻が各国「党一軍」の兄弟的結合の中で促進され、安保軍の内部での分解を進行させ、日本人民はかくて攻撃的先制的総蜂起を実現し、世界革命戦争の総反攻戦に主要な役割をもって名実ともに合流しなければならぬ。このように、戦略的に展望される、日本世界革命戦争の端緒期が今開始しようとしているのです。七一年の日本革命左翼の任務は、ゲリ

ラ戦の端緒期を切り開くことです。我々の任務は唯一これなのであり、他のものですりかえることは絶対できません。あらゆる所からあらゆる形態で、間断なくゲリラ戦を展開することです。敵を奔るうし、狂暴化させ、ファシズムを引きずり出し、人民が武器をもってしか敵反革命を打倒することができないようにし向けよ。兵士はただただ灼熱の光のみをみつめ、自らの死に耐えるだけでなく敵を殺すことに耐えよ。憎しみを感じ得ない兵士は敵の残虐さに打ち克つことができないことを知らねばならぬ。歴史が代償を要求している時、その反対に革命家、兵士は自らの革命的行動に代償を求めねばならない。ただ、ひたすら、ひたすらに人類の共産主義的愛に育くまれ、非利己的に生きることのみを念じ自己の犠牲が、他の無数の後に続く人々の勇気と励しとなることを考えよう。

(三)血なまぐさい硝煙の中で、張りつめた意志と意志との和解しがたい永続的戦闘の中から、兵士は人民の軍隊の素晴らしい将校に成長するだろうし、人間的にも彼を第一級の人間に昇めあげてゆくでしょう。革命戦争は、人々を学ばせ改造させ、新しい型の人間と社会的生産関係の型が、利己的でせまくなるしい虚栄と猜疑心に満ちた誇りや恥や崇高な精神を知らない資本主義的社会的人間関係の中からこれにとってかわって形成されてゆくのです。革命戦争は世界共産主義の本源的基礎であり、新ルネッサンス期でもあるのです。共産主義を兵士となり闘うことと切り離し、永遠の理想や基準として考えることは全く愚かである。たどりつくべきゴールは、たどりつこうとする意志と行動の中でのみ定まり、現実化し、連統化してゆけるのであり、それは唯一、人民兵士のなせるわざなのです。「共産主義とは不断の運動である」というマルクスのテーゼは、この革

命戦争の遂行の中で、初めて把えつくせぬのです。人民軍が権力者
・反革命軍に対抗することをもって、まず共産主義運動は軍隊の中
の「党」と軍との、將と兵との、共産主義的關係、規律として体现
され、それは徐々に、軍隊が自国の人民と結合し、世界の人民と結
合する過程で、人民に伝播され、生産關係、家族、男女關係、教育、
文化、道徳が変革されていくのです。そして、共産主義運動は、軍
事と生産と文化を一体的に世界的レベルで結合しつつ、高い段階に
突き進むのです。兵士の労働こそ、資本主義社会の社会的労働を利
己的なものから非利己的なものに変える最初の解放された労働です。
この労働を大胆に犠牲的英雄心をもって行い、倒れ、傷ついた兄弟
こそ我が柴野君等三君です。獄中の我々は、どんなに衝激を受け、
暗黒の中に赤い灯を見つけたことでしょうか。我々獄中の同志達
は彼ら三君が最初の日本赤軍兵士の一員に推選される榮譽を荷って
いることを確認し合つたのです。全ての青年達、兄弟諸君、人間の
に生き抜く為、人民の兵士にならうではないか。戦火の中で次に
やってくる息子や娘たちの模範としての父や母に、兄や姉に成長し
ようではないか。そして、我々の見習うべき模範は、人類の明日の
為、祖国の為「北で生れ、南で死ぬ」の誓いのイレズミを体に影み
つけ敢然と闘い、天晴れに進撃し、死んでいったベトナム人民解放
軍の若い兵士達の中に全てが示されているのです。
(四)革命戦争の推進にとってやっかいである問題に少しふれておきた
い。この問題を解決しないと革命戦争が正しく進展しないからです。
それは、武装闘争とそのヘゲモニーの問題であり、武装闘争の国際
的性格の保持の問題であり、「党」と「軍」との關係の問題です。
いわば人民の側の団結の問題であり、敵に対する能動性保持の戦略

的組織問題です。これらは結びつき合っています。解決されねばな
らない、三つの側面の一つのことです。敵陣営は、自らの「日・米の
経済と軍と人民」の間の矛盾と分裂をファシズム的結合力をもって
統一し、彼らの矛盾をたくみな統合力によって、人民の側に転化さ
せようとしているのです。即ち安保軍による国際的、国内的分断、
警察・自衛隊による労働者階級と他農民被抑圧層との分断、合法闘
争と非合法軍事闘争の分断を、主動的に実現してきています。我々
がこの攻撃をはね返すには、これに対抗する方策を考える前に、ま
ず我々自身を一段高めあげねばなりません。まずこれまでの「前衛」
が軍人になることであり、過渡的戦士が、日常的な戦士、兵士にな
ることによって解決の方向をみるのです。このことがはっきり自覚
されてない場合、上記の問題をめぐって混乱が起きるのです。一番
犠牲が要求され、人民の高い団結の要である軍隊とその指導の部署
につくことを恐れることから、あるいは戦争の領導者たる軍の道連
れになり、その支援者たることを回避しようとし、自分の重要だが
第二義的部署を第一義的なものとして絶対化しようとすることから
総じて戦争に対して、利己的・客観的にかかわろうとすることから
この問題は発生するのです。古い「党」は、自らの経験の豊かさ
と慎重さ、保守性を、軍の中に身をおき若い兵士と共に運命を分か
うことによって、自らの指導性を高い段階に引き上げ、若い戦闘的
だが未経験な軍人は、自己の軍事的献身性のみでは人民を統合しえ
ないこと、人民を団結させる能力こそ養わねばならぬことを理解し
なければならぬ。「党」の軍人化、「軍人」の党化の相反する二重
の行程を統一する形式、軍の中の党による、軍と党との結合こそが
全ての分裂を統一する出発点です。このような戦闘、政治組織こそ

が、政治指揮と軍事指揮の分裂を統一し、「武装闘争とヘゲモニー
の問題」や「国際的の人民との結合の問題」を、戦争堅持、勝利の方
向に解決し得る形式なのです。

指導者は、自己の運命と革命戦争の運命を同一視し、前者に後者
を従属させる倒錯を克服しなければならぬ。革命の教祖、カリスマ
など全く必要ないのです。沢山の無数の優秀な指導者が生れ、次々
に倒れていくことを指導者は直視しなければならぬ。軍や戦場か
ら離れるのではなく、軍の中にあることを戒律づけなければならぬ
い。軍や戦場から離れて「党」や「理論」を誇っても、それは何ん
と灰色にくすんでいくことか。こんな「指導者」は革命を墓場に導
くのです。真の党の形成は、軍の中であって軍の中から誕生するの
です。レーニン主義は、このようにして復活してゆくのであり、今、

レーニン主義をことさらに持ち出す人々は、きつと墮落した人なの
です。全ての戦士は、自己の弱さを指導者に帰依しようとする依頼
心、後進性こそ克服しなければならぬ。全ての戦士は団結し、自立
しなければならぬ。だが軍人は、自己が生死の境にあることをも
って、自己を絶対化してはならない。戦闘で鍛えられ、艱難の中で
新しい型の革命家になるよう常に全体性を維持し、けんきよで人民
に何よりも尊敬されるよう心がけねばならない。未だ軍隊に参加し
てない人は軍隊に戦争の運命をまかせざるのではなく、自分の生活
の場から自分なりの独自に闘いを工夫し闘い、軍隊を直接に支援し
自分を兵士たらしめるべく用意しなければならぬ。日本人は、全
世界のとりわけ米・アジアの人民と統一しなければならぬ。だが、
このことは彼等に依存したり、従属的であることではない。自国で
自らの任務を自力で果し抜き、その上で相互の支援や、批判、自己

批判の兄弟的關係を維持拡大することです。勿論、自力更生は「反
スタ」等のばかげた呪文をとまえ、排外主義に加担する一國主義と
は全く無縁です。
兄弟達よ。ぜひとも革命戦争を開始して下さい。最早闘いを開始
した人は、勝利の日まで休止はないことを理解し、更なる闘いを。
まだルビコンを渡ることには不決断な人々は自らの決断の遅延が、自
分自身を自分でないものに変質させていくことを、はっきり理解し
決断しなければならぬ。
獄中の私達の望みは、ただただこのことのみなのです。同志達の
雄たけびが必ずこの奥深い獄舎にまで、幾重もの鉄トビラを突き抜
けこたましてくることを確信しています。
いつまでも、チェと共にあることを誓って、
「勝利か死か」

獄中アピール

塩見孝也

全国の労働者、学生、農民、市民諸君、シンパサイザー諸君、
H・J第一回公判が、やっと逮捕以来一年四ヵ月振り、七月一日
に開廷されたことになった。我々、被告四人は本公判への諸君の結
集と、H・J裁判支援委への絶大な協力を呼びかけたい。諸君の
結集と支援委の拡大、強化は私達を勇気付けるだけでなく、公判の
勝利的貫徹の強力な武器となることは明白です。

大津検事等、敵権力は、言語道断な接禁攻撃を開廷後も強引に継
続すると思っています。この反革命の豚にとって、証拠隠滅、
とか、逃亡の恐れ、とかの嘘、八の理由を平気でデッチ上げ、革命
的行動と、その荷い手を抑圧し、痛みつける行為などは、朝めし前
の行動なのです。接禁攻撃に現われるように敵権力は、革命的行動
と兵士、革命家達に対して容赦なく、極刑を課し、これを見せしめ
にすることによって、武装行動の持続展開、拡大に冷水を浴せ、プ
ロレタリア人民の意気を、させることを戦略的に目標にしていま
す。

かかる彼等の戦略的対応は、取調べ―拘置中―裁判過程でも随所
に現れだし、―私の転向デマ、接禁、拘置中のP作戦の明文の下で
の特殊隔離待遇、転向者とのこれみよがしな区別した扱い、転向者
は勿論接禁などは受けてない、裁判過程、判決にも、敢然と貫徹さ
れるものと思う。

公判への彼等の対応の基本線は、我々の反撃体制が整えられてい
ない時点で弱点をついて、短期決戦で、隠密裡に―彼等はこの裁
判が公然たる大衆の性格に転化し、階級闘争の焦点になることを極
端に恐れている。何故ならば、そうなればなる程、我々の政治的・
法制的な面での、二重の無罪が明らかになり、彼等のデッチ上げ逮
捕の主要な根拠が反革命的弾圧とこれとの、H・J行動による日帝
政府の国際的、国内的権威の失墜に対する、面子保持の報復的措置
という、政治的要請にあったことが、明らかになるからです。

実際の証拠もなく、我々は強引に、デッチ上げ逮捕されたので
すから―、官僚的、行政的体制を動員して、謀刑し、かつ、この
手腕をもって、革命的人民勢力に、公判闘争の無益性と彼等の実力
と威厳を誇示せんとするところにあります。

更に、彼等はH・Jの如き代表的、典型的、武装行動に対する、
処罰を通じて、今後の激発する武装行動への処分模範的型をつく
ろうとしています。勿論これは、最近、急速な行政と一体化した司
法機関の反動化の一環を形成してゆくものと思えます。

だが彼等の意図の完全な破産は明らかです。彼等の狙いは普通一
般に強権の対象者が動揺し、信念を失い、敗北主義に陥っている時
にのみ効果を発揮するものです。だが我々被告はかかる極刑攻撃(七
年以上―十五年)に極刑を覚悟することによって、毅然たる態度を
もって、敢然と対決するでしょう。私達は危急にのぞんで革命家兵
士がとるべき、共産主義的思想性の本質たる非利己主義、自己犠牲
の精神を断固として堅持し後に続く同胞達の模範となる決意です。
我々は我々の信念と武装闘争への支持連帯を、検事、判事に対決し
つつ、應ずることなく述べるでしょう。今私達はこの信念と覚悟を

高原浩之

我々は、この公判を権力とブルジョアジーからする赤軍派とプロ
レタリアートに対する階級裁判として捉えなくてはならない。だか
ら、この公判を逆に、我々からする階級裁判へ転化することが公判
の眼目である。故に、権力と対峙している「赤軍派とは何か?」如
何に生まれ、如何に闘かっているか?」が明らかにされなくてはな
らない。

まず「赤軍派とは何か?」赤軍派の人類史的、世界史的位置につ
いて明らかにすべきである。プロレタリア革命とは資本主義と共に、
全ての私有財産階級社会を廃止し、共産主義の無階級社会を実現
する世界革命戦争である。これは、マルクスの時代、労働組合と経
済闘争という防禦段階を経、更にレーニンの時代、ソヴェトと政
治闘争という対峙段階を経、今や、トロツキーと毛沢東が始めた時
代、プロレタリアートが物質的生産手段を占有し、生産と分配を組
織し、資本主義の死滅と共産主義の生成をなす政治・社会・文化革
命の一体化の時期、赤軍と軍事闘争という攻勢段階へ至っている。
かかる世界革命戦争の人類史的、世界史的位置を代表するもの、そ
れが赤軍派である。

次は「赤軍派は如何に生まれたか?」赤軍派を生み出した世界革
命戦争の攻勢段階の歴史が明らかにされるべきである。レーニンと
ボルシェヴィキによるロシア革命と第3インターの建設をもって、
世界革命戦争の対峙段階は完成した。しかし、これに対する資本主
義の帝国主義段階の古典的形態から現代的形態への変化・国際的
革命戦争とファシズムという現代帝国主義の登場によって、更に、

陳述書にまとめあげる作業に取りかかっています。やがて諸君達の
手元にこれほどくもの思っています。更に弁護団は我々の無罪を弁
護団なりの立場から明快に論証していつてくれるものと思う。又支
援委員会、同盟救対部の支援活動は権力の予想を裏切り、頑強さ、
粘り強さを発揮し支援活動の威容を誇るものと期待し確信していま
す。弁護団、支援委、同盟救対部、我々被告四者の団結は、縮戦(公
判以前)の立ち遅れを克服し、公判の進展につれ、反撃力を強め、
敵権力に対し圧倒的迫力をもって迫り武装闘争の公判に対する、模
範的な反撃、支援陣型をつくり出して行くものと期待しています。
全国のシンパサイザー諸君、心ある労働者人民諸君、7・1公
判に結集し、支援委を拡大強化していつて下さい。

六月一日

塩見孝也

これに屈服した現代の小ブル日和見主義、綱領的には一国社会主義、組織的には党独裁、戦術的には平和共存と人民戦線というスターリン主義の登場によって、世界革命戦争の開始は一時挫折した。この為、攻勢段階は、現代帝国主義とスターリン主義に制圧された心臓部ではなく周辺部から、トロッキズムP O U Mによるスペイン革命戦争、ついで、毛沢東主義中国共産党の中国革命戦争として開始されるをえなかったが、それは、今や、ベトナムインドシナ革命戦争を頂点に全後進国に拡大し、先進国への進攻を課題としている。しかし、この為には、トロッキズムの左翼的な世界革命の立場を継承し、スターリン主義的な政治組織の党ソヴェエトの陣型を批判し、毛沢東主義のスターリン主義的な一國革命の立場を批判し左翼的な軍事組織の党一赤軍の陣型を継承しなくてはならない。日本プロレタリアートは六十年安保闘争へ至る第一ブンド指導下の五十年代の闘いの中でマルクスの時代、防禦段階を七十年安保決戦へ至る中核派指導下の六十年代の闘いの中で、レーニンの時代、対時段階を追体験し、今や、七十年代の闘いの中でトロッキイと毛沢東の始めた赤軍と軍事闘争の時代を実現せんとしている。日本プロレタリアートが赤軍と軍事闘争という攻勢段階に至った世界革命戦争の周辺部から心臓部への進攻を可能とする程成長した事、これこそ赤軍派の登場史である。最後は「赤軍派は如何に闘っているか?」、赤軍派の闘った革命戦争の総括と展望である。世界革命戦争の発展はブルジョア国家に対する非合法党の建設と、これに組織されたプロレタリアートの陣型とによってなされてきた。そしてプロレタリアートを赤軍と軍事闘争の陣型へ組織すべき攻勢段階の非合法党は軍事組織でなくてはならない。赤軍派の一时的敗北は政

治組織の合法党をもって赤軍と軍事闘争の攻勢段階を始めんとした故である。戦前、日本共産党は、政治組織の党を軍事組織へと改組しえず国際反革命戦争とファシズムへ向う日本帝国主義に敗北した。権力は、この戦前の経験に基づいた政治警察で、赤軍派を粉砕せんとしているのである。しかし、赤軍派は、戦前の日本共産党を越えた。従って、必ずや、権力の治安体制を突破する。何故なら、遊撃戦争によって軍事組織の非合法党建設をなしつつあるからである。我々は、この党の下に、国際反革命戦争とファシズムという帝国主義の陣型、平和共存と人民戦線というスターリン主義の陣型に対して、国際的には、北ベトナム、中国、北朝鮮、キューバの左派労働者国家、インドシナ、アラブ、ラテンアメリカの後進国革命戦争、西独、仏、日、米の先進国左派を、国内的には、京浜安保共闘、関西ブンドの革命戦争派、在日アジア人民、反戦、全共闘の八派を単一に統合し、世界革命戦争と蜂起というプロレタリアートの陣型を実現していく展望をもって闘っているのである。だから、赤軍派とプロレタリアートは二重に無罪であり、権力とブルジョアジーこそ有罪である。何故なら、非合法党の為に闘う赤軍派に対して、権力は共同謀議を立証しえず、デッチ上げしているだけだからであり、かつ、共産主義の無階級社会へ向けて、資本主義と全ての私有財産制階級社会を廃止せんとして闘っているプロレタリアートが、人類の進歩と国民の圧倒的多数の利益を代表しているのに対して、これへ強盗罪を適用して、自己の強盗の権利と私有財産制に基づく資本主義の階級支配と搾取を防衛せんとするブルジョアジーは、そのことによって人類の進歩と国民の圧倒的多数の利益に敵対しているからである。

我々は、この公判を赤軍派とプロレタリアートからする権力とブルジョアジーへの階級裁判となすために闘い抜くのである。

以上

上原敦男

一九七〇年三月三十一日、我々は世界革命戦争の赤熱の戦場に突入した。九人の赤軍兵士の貫徹したハイジャック作戦は帝国主義者の心臓部に突き立てられた鋭利なナイフであった。ハイジャック作戦は我々の国際主義の内実を武装した戦士による国境を越える革命として実現し、世界プロレタリアートには国境はないことを証明した。それはアジア人民との実態的結合をちとると共に全世界の人民へ我々の武装闘争の開始を告げた。又、ハイジャック作戦はその戦闘行動によって日米韓反革命軍事体制を暴露し敵の姿を鮮明に曝き出したのである。赤軍兵士の断固たる決起に狼狽し恐怖し血迷った帝国主義者はハイジャック作戦の革命性を隠蔽することにやっきとなりブルジョアマスコミを総動員して九人の英雄的同志を極悪人と罵り政治警察を総動員して我々に対する共同謀議・補助を捏造した。他方ハイジャック作戦が政治警察を総動員しても阻止しえない画期的戦術であるが故に「ハイジャック条約」の調印や「ハイジャック防止法」の制定等で体面をつくりこけおとして人民の陸続する決起をおさえこもうとした。しかしハイジャック作戦と連帯する武装闘争は燎原の炎の如く拡大する。京浜安保共闘の兄弟達は過酷

な犠牲を克服してついに鉄砲を手にした。赤軍兵士はゲリラ戦争の成果を着実にあげ勝利的に前進している。帝国主義者にとっては悪夢であった。ハイジャック作戦の成果を闘いに葬り去らんとして、彼らは我々を一年以上も拘留し「接見禁止」によって外の状況と切断したままに暗黒裁判を謀っている。赤軍派への階級的報復に執着し我々と連帯する人民への見せしめとして「強盗罪」をでっち上げ重罪を課そうとしている。彼らはハイジャック作戦の成果と闘う人民の結合に怯えており司法機関と結託し一日も早く我々を監獄にぶち込んでしまつて安心したがっている。しかしそうはいかない。例えば我々の肉体を牢獄に閉じ込めても一度点火された革命戦争の炎は帝国主義者を焼き尽くすまで燃え続けるのであり、帝国主義者には眠れぬ憂うつな夜が続くのである。我々は帝国主義者のうす汚い陰謀を全て粉砕する。予断と偏見と悪意に満ちた階級裁判を断固粉砕する。我々は全ての武装闘争の革命的英雄性と成果を断固防衛する。この二年間ハイジャック作戦の特殊な性格ゆえに一定程度、口数を少なくすることを余儀なくされたが我々は公判闘争を闘う中で全ての人々にハイジャック作戦の目的意識性とその成果を告げ全ての人が武器を手にし我々と共に帝国主義者との戦争に参加するよう呼びかけたい。我々は不覚にも（全く僕がバクられたのは一生の不覚であった）敵の捕虜となつてしまつたが我々はいつだって帝国主義者の喉ぶえをかみきるチャンスを狙っているのだ。拘留所も法廷も戦場である最前線の革命戦士にはなによりも勇気と決断力が要求される様に、ここでは非妥協性、献身性、忍耐力が要求されるのである。我々の公判闘争が最前線の武装闘争を結合する時公判闘争は裁く者と裁かれる者の転倒をかちとるのである。そこでは検察官には我々を

法廷に引き出したことを後悔してもらわねばならない。裁判官には我々を監獄にぶち込むことが全く無駄であることを教えてやらねばならない。一九七〇年三月三十一日それは人類史に刻される巨大な第一歩であった。九人の赤軍兵士は世界革命の星である。全ての同志達、兄弟達、武装蜂起—革命戦争の道を自信をもって断固として前進せよ！夜明けの赤光は我々のものである！

川島 宏

全国の労働者、農民、漁民、市民、学生の皆さん！
六九年秋、大菩薩闘争によって切り拓かれた日本武装闘争は、昨春の革命的九同志によるよど号ハイジャックによってその現実的な一歩を踏み出し、昨秋から今春にかけての一連の武器奪取闘争、資金奪取闘争へと、その闘いを豊富化させると同時に、その過程において真に革命的闘争を闘う同志の結合、即ち我々と日本共産党革命左派の鞏固な連帯を獲得してきました。それは我々が試行錯誤的ではあれ常に世界の現実—プロレタリア人民から学んできた故の勝利であり、現代の闘争が、益々意識的、組織的なものであること、即ち、能動的攻撃的闘争でなければならぬことを、すべての闘う人民の前に明らかにしています。

世界革命戦争は、インドシナ革命戦争—パレスチナ革命戦争を両軸として闘い抜かれており、今春のアジアにおける闘いのみを見て、米軍—南傀備軍のラオス作戦に対する解放軍による完膚なきまでの粉砕、フィリピン人民によるH・J闘争は、プロ文革を通じて

て自らを、世界革命の偉大な根拠地として鞏固に打ち鍛えた中国人民との結合を獲取し、ベトナム人民—セイロン人民の闘いの開始は、現代が革命の時代であることを示しています。

しかし「世界革命戦争を内包した帝国主義段階」としての現代過渡期世界において、帝国主義は消滅の過程にはあつても、国際的に団結することによって依然として強大であり、プロレタリア革命勢力はまだまだ弱体です。このような帝国主義と革命勢力の現在の世界的対峙情況こそ、インドシナ革命戦争に端的に見られるように敗北もしないが、勝利することも出来ない膠着状態を形成しているものであり、この膠着状態の突破こそ、我々帝国主義本国プロレタリアートに課せられた任務なのです。

即ち、革命後進国—帝国主義本国における我々世界革命派は、三ブロック階級闘争を単一の世界革命戦争へと統合し、過渡期世界総体を、世界社会主義—世界共産主義へと揚棄する突破口を切り拓くという偉大な任務を課せられており、帝国主義心臓部における武装闘争—ゲリラ戦争の鞏固な確立により、世界革命戦争の新たな、「眼」として自己を定立することによってその任務に応えねばならないのです。自らを武装させ、自らを敵権力との権力闘争のルツボの中に叩き込むことこそ、世界革命主体への飛躍の開始であり、現代過渡期世界の根底的揚棄は闘う我々すべてが革命戦争の渦中において、機械的決定論たるスターリン主義や、反スタ共産主義等の諸諸の亜スターリン主義の近代主義から自らを最終的に決別させると共に、マルクスの「反映の共産主義」の限界を突破し、主体的実践の共産主義を現在の獲取することによって、世界プロ独—世界社会主義—世界共産主義の建設として現実化への歩みを開始す

ることができるとは、

このような世界革命戦争の時代、武装闘争の時代における大衆闘争—支援闘争の任務は重い。敵ブルジョアジーの圧倒的な攻勢の中にあっては、いかなる戦線にあつても、我々が受動的であること、防禦的であることは致命的である。常に主体的に、能動的攻撃性を堅持して、敵を我々の土俵に引き込むことによって、即ちゲリラ主義に徹することによって、我々は主体的に確保し、長期持久戦たらしめるを得ない世界革命戦争を勝利的に闘い抜くことができるのである。

特別寄稿

私たちの運動の出発にあたって、赤軍派救対の方から、反弾圧—抵抗の闘争に対する問題提起を受けたいと思います。

(H・J裁判支援委)

ハイジャック裁判に結集せよ！

共産同赤軍派救対部

(一) H・J(ハイジャック)裁判の本質

「よど号の戦士たち」は今、日本の官犬の手中にはない。にも拘わらず七月一日には「よど号」事件の四人の被告の第一回公判が開かれるという。国家権力は何をどうやって裁こうとしているのか。ブルジョア体制を信奉する人達にとつてもこれは極めておかしな事態と映るだろう。誰かが行なった「行為」が法律に違反するものか

すでに大衆戦線にあつては、三里塚闘争をはじめとする各地の農民闘争においてゲリラ主義に徹した闘いが闘い抜かれており、今後大衆戦線のみならず、支援戦線においても、人民の創造性を全面的に開花させることによって、闘いのより一層の飛躍—深化と拡大を獲取しなければならぬ。

獄中にあるつつも、我々も現下の闘いを力一杯闘わんことを日々邁進しています。すべての皆さんの支援—連帯共闘を期待します。

一九七一年五月一八 東京拘置所にて

どうかを公開の場で争うのが「裁判」であるとすれば、「行為」

のない人間が被告とされている事自体、異常な事態ではないか。現在この「事件」の被告とされている人間が五人、東京拘置所の独房に閉じこめられている。そのうち二名はあの日、七〇年三月三十一日よりずっと以前の三月一五日に官犬に別件容疑で逮捕されて「行為」をしようにも、出来ない状態にあつたのである。塩見孝也政治局議

長は、本人も訳のわからないうちに、事件の「主犯」にデッチ上げられていた。このように見て来るとこの「事件」を何とか、犯罪に仕立てようとする力が強く働いていた事はっきりしてくる。あの九人の英雄的闘争の貫徹に本能的な恐怖と憎悪を抱いた帝国主義者は、何とかして「犯罪」として始末してしまわなければと考え、そして、強引に強盗致傷とかの枠の中へあの行動を押し込んで社会的にまっ殺しようとしたのである。ところが、「犯人」たちをどうにも逮捕出来る見込みがないので、ブルジョア法のたてまえをかなぐり捨てて、本音を吐いた。つまり「処罰するのは何もあの九人でなくても、それと同じように、人民に対するみせしめにさえなれば、誰でも構わないのだから、赤軍派の幹部連中を共犯ということで処罰すればよいだろうし、この機会に徹底的に弾圧しとけば今後の弾圧もやり易くなるだろう。」と考えて五人を起訴し、赤軍派を実質的に非合法状態に陥し入れたのであった。そしてこれ以降、赤軍派に対する取締という口実で、国内のファッショの再編を非常事態宣言下を思わせる徹底的な市民的諸権利の破壊として常態化させたのである。まさにH・J裁判は徹頭徹尾、反革命であり、みせしめ裁判であり、本質的には「欠席裁判」なのである。

(二) 国家権力の分断攻撃を見極めよう

敵の弾圧が何を企図しているかをしっかりと見極め、その全局の中にH・J裁判を位置づけて裁判闘争を闘うためにも、弾圧の現在の表われと本質について考えて見よう。権力の攻撃は現在、いろいろな形をとりながら、すべて、闘う者とその周辺部を分断し、その分断状態を固定し、強化し、更には自らの戦争政策に動員する事を目

ンペーンを起訴後の接見禁止という弾圧の中で有効たらしめたのと同じ構図である。塩見議長は接見禁止の状態におかれて、そのようなデッチ上げが行なわれているという事を知る術もなく、ましてそれに反論する事などあり得ないことを見越して、権力はあの前代未聞の転向キャンペーンを張り、我々に対する人民の信頼、期待に分断のクサビを打ち込もうと画策したのである。確かに我々はそれを容易に許してしまつた事について、自己批判しなければならぬ。

武装闘争の端緒期の不可避的とも云える様々な誤り、不徹底未熟さの存在は否定する事が出来ない。我々は、自らの平和的闘争の過去に強く規定され、頭だけ前へ進んで、体が少しもついて来ないとも云うべき状態を経験して来たし、それは今後位相を変えて様々な型で現われる可能性もあるだろう。だが、我々は大きな失敗の中から何も学ばなかった訳ではない。現在の未だ小さくはあれ絶対に引き出す事のない、武装党主体を生み出すためには不可避な生みの苦しみであったと考えている。そして今、この我々の闘争によって直接には引き出された密集した反革命治安弾圧に対して、どう取り組むかは、重要な問題である。しかしながら弾圧—反弾圧の権造固定化の中で市民的諸権利擁護の闘いをするという事では決してない。問題は今、すべて革命戦争を担う党—軍建設として整理されねばならず、弾圧に対して一対一的に反撃するのみではなく、それらの反弾圧の運動をどうやって革命戦争の一翼として強めて行くのか、である。これは極めて困難な作業である。我々の未熟さにつけ込んだ分断策動は、これまでのところ一定の成果を挙げて定着していると思えるを得ないからである。カンパ名簿を押収されたそのために我々の友人、シンパサイザーは、権力の直接的な喝によってカンパ

指したものとしてある。六〇年代後半の世界的階級戦の煮つまりと、その敗北から自らを根底的に総括し、今まさに開始された(日本)革命戦争は、ゲリラ型戦争として前進しはじめたが、敵のこれに対する攻撃は一言で云うならば「ゲリラは芽のうちに摘みとれ」という事であり、なりふり構わぬ強権的弾圧が我々に集中されている。これは何もゲリラそれ自身にのみかけられる攻撃では決してなく、ゲリラの生棲条件そのものへの破壊攻撃として全社会的な拡がりを持つている。それは奪われた銃の搜索と称して一枚の令状もなく、コインロッカーや駅の一時預りの荷物を勝手に開いて見たり、近県と東京を結ぶ道路には徹底的な検問体制を敷き登山に出かけようとしている人のザックを逆さまにして中味を全部放り出したり、又検問に対して反抗的なあるクリーニング屋さんの自動車に対しては、洗濯済みの品物を全部ひっくり返して調べる等として現われている。これらはすべて都市ゲリラ対策と称して行なわれているのだが、この強権的弾圧に反抗的な者に対しては徹底的なイヤがらせが行なわれ、協力的であるかないかは一種の踏絵的な意味を持つようになっている。何の根拠もない所持品検査に抗議するものは、すべて「お前は赤軍か」と云って、喝され、おそらくは「反体制的な奴ら」として記録されてしまっているに違いない。もっと直接には、「赤軍派」構成員に対する徹底した尾行、喝がある。これは全くの無法な「つきまとい」であり、タクシーに乗ろうとすると手帖をチラつかせて一緒に乗り込もうとするとか、その他ありとあらゆる手段で、活動を妨害し、我々が人々に対して直接話しかける機会を奪い、徹底的に合法的な活動をも封じ込めようとする中で、人民への一方的な喝を有効たらしめんとしているのだ。丁度塩見議長転向キヤ

するのを恐れてしまった。部屋や電話を貸してくれていた人達も、度重なる、無差別搜索を受けて、遠退いてしまった。確かに状況は樂觀的なものではない。そしてこれ等の一切を背負って我々は始めなければならぬ。しかしながら権力の攻撃が我々のみを目標としているのではなく、全社会の再編のためにするものである以上、不可避に人民の中から反撃の闘いは起る。事実、最近になって、つかの動きが起っている。例えば不当な長期に渡る接見禁止に抗議し、保釈を認めろという動きが、地域救援会の中で起っている。無茶苦茶な搜索を受けた市民から、損害賠償を要求する訴訟をおこそうという動きが出て来たり、治安弾圧を監視しようというグループがあちこちで出来ている。我々はこのような運動としっかりとした関係を樹立しなければならぬ。我々に対して集中的に見せしめにかけられている弾圧と反弾圧の運動主体が直接対決し、闘う事によって彼らが革命戦争に耐え得る強さを持つような関係を我々は樹立しなければならぬ。その意味で我が赤軍派にかけられた三大弾圧裁判闘争を支える組織と、日常的な弾圧監視体制を早急に建設しなければならぬ。このようにして権力の闘う者と「周辺部」の分断工作と対決し、その「周辺部」を逆に革命戦争の一翼として定立させなければならぬ。現在の武装闘争の質を全人民へ還流させるべき、自立的な抵抗運動と組織をもって現在の我々と人民への反革命分断工作に対決し、革命戦争の烈火の中で更に鍛えられるべき新たな関係への現在の形態に支援運動の建設は、「革命の軍隊」の生命線の一部である。

(三) H・J裁判闘争で何を獲得するか

以上述べた如く、この悪質な欠席裁判、分断攻撃に抗し、これをどのようなものに転化させて行くかをこの日・J裁判に臨む我々の基本的態度の基軸にすえなければならぬであろう。つまり法廷内におけるあれやこれやの法律的やりとりが重要なのではなく、重大事件として全人民的な注目の下にあるこの公判を、まずもって支援運動、反弾圧抵抗運動の強化の場として考えなければならぬことである。敵の分断支配に抗し直接革命戦争勢力革命家兵士に接し、その声を聞き、また必然的にかげられてくる尾行や、喝、強権的訴訟指揮と闘う中で、反弾圧運動自らが国家権力に対する党派性を固めて行くことが必要とされている。この様な強さを反弾圧運動が獲得して行かない限り、破防法粉砕の戦線における、人民戦線左派の諸君の「言論の自由を守れ」の路線をのりこえた運動を超える主体は建設され得ないだろう。敵はこの公判を次の様に位置付けている。「戦争行為(革命闘争)を犯罪化し、革命戦争を遂行する部分への弾圧を事後追認正当化し、かつ重罪を適用する事によって全人民へのみせしめとし、先進的武装集団の武装を解除し、戦士と人民を分断するための儀式である」と。この事は敵がこの裁判を大々的に宣伝するという事ではない。今それをやると、敵の接見禁止を始めとする反革命弾圧が暴露され、この裁判がひとつの焦点となることを恐れて出来るだけ秘密に検事と判事の権力的意図の下に強引に裁判を押し進め、彼等の政治的意図を隠しつづ、純粹官僚的に処分する事を狙っていると思われる。そしてその儀式の結果判決だけは大きく人民、喝の具として宣伝されるであろう。我々はこのような敵のやり方に対して、法廷内には次の事を準備するであろう。まず敵の迅速処理に対して反対し、革命的行動をブルジョア的

な犯罪概念の中に強引に押し込んだ、権力者の犯罪規定を打ち破らなくてはならない。日本—南—北を貫ぬく九人の戦士の共産主義者としての模範的な活動を明らかにし、マスコミが、乗客がどんなに非道に扱いは受けたかを強調しようとしたが全くそのような事実はなく、凶悪犯イメージ作りに見事に失敗したことに見られる様な事実をもって、敵の犯罪者規定がいかに汚なくひからびているのかを示して行かなければならない。よってブルジョア体制の本格的な腐敗をつき出し、強盗だとか、監禁だとかの苦しいデッチ上げを粉砕しなければならぬ。犠牲的な闘いへの不屈の精神によって人民と接して行くことである。起訴後も一年以上にわたって続けられている不当な接見禁止の意味を無効化し九人の戦士が乗客に接した高い人間性をここにおいても被告は発揮するだろう。我々は日・J作戦の正当性、有効性について当時とは違った考えを持たざるを得なくなっている。しかしその何物をも恐れぬ革命の魂は不動であり、これをつき出し、敵の弾圧を暴露し、それによって味方を組織して行くことをこの裁判においても為して行かなければならない。権力の「目的意識的」な分断攻撃をハネ返し、七・一四・J公判(第一回)、七・二二(第二回)、その後の公判廷を貫ぬく恒常的傍聴体制をつくり上げ総結集せよ!

- ☆ 日・J裁判に結集せよ!
- ☆ 不当長期勾留弾劾!
- ☆ 不当な長期接見禁止を全人民の力で今すぐ解除させよう!
- ☆ デッチ上げ起訴—重罪適用粉砕!
- ☆ 革命戦争の勝利万才!

《治安弾圧監視レポート》 NO. 1

——今回は、接見等禁止決定にみられる法的側面の
実態を、弁護団の方から報告します。

よど号事件

——過激派に対する弾圧と人権——

よど号事件弁護団

本年三月三十一日付の各紙は、「よど号一周年厳戒」、「羽田は二四時間体制」、などの見出しをつけて、羽田空港、公安当局がハイジャック再発防止のために大がかりな警備体制をとっていることを報じている。昨年三月三十一日に生じた「よど号事件」は、当時日本中の耳目を集めた事件であった。しかし事件後今日まで、公安当局が赤軍派をどのように遇してきたのかは意外に知られていない。

事件の翌日である四月一日には当日予定されていた日比谷公会堂に於ける同派の政治集会が直ちに禁止された。これは初の屋内集会の禁止であり極めて重大な問題を含んでいた。その後次々と「よど号事件」容疑の逮捕が続いたが、特に六月には機動隊、制服警官を動員して逮捕令状もないままに数十名の同派の者をバスに詰め込んで警察署に連行し、取調べを行なうといった無茶苦茶な事件が少くとも二件起きている。一方、日常的には、私服警官が、同派の人間

一人に対し一人以上一日中尾行、それも見え隠れしてではなく密着して尾行する体制が出来上った。令状なしの実質逮捕については本年三月二十七日朝、神奈川県下のアパートから「任意同行」されて後に令状逮捕された日君の手記が「神奈川県救助センター」という新聞に載せてあるが、それによればやはり任意同行と令状逮捕の間には実力による監禁状態があり、昨年六月と同じ違法がくり返されていることが分る。これは明白な刑事訴訟法違反であるが、新聞紙上で何気なく「任意同行して事情を聞いています」というように書かれていたために事の重大さは看過されてしまう。同様に、当然のことのように「マンツーマンの警戒体制」などと書かれているが、街路で私服警官が赤軍派の人間の後ろをゾロゾロ尾いて来、勝手に話しかけているのを見たら、誰もそれを法に則った警察力の行使とは思われないに違いない。

このように、超過激派といわれる赤軍派や京浜安保共闘に対する国家権力の行使には違法と断ぜざるを得ないケースが多数あり、今後また頻発するであろうと思われる。この二派に限っては既に、赤軍派に属すること、京浜安保共闘に属することそれ自体が国家権力によって違法とされているような事態が現出している。よくいわ

れるように、破壊活動防止法の第五条、第七条等の団体規定がなしくずし的に実質適用されているのである。しかし、マス・コミの興味本位のキャンペーンや警察力の行使の実態については触れず結果のみを報道している記事のために、このことは気が付かれなかつたり、気が付いても言い出しにくいような状況が創り出されてしまっている。如何に過激な行動をとる団体であろうとも、国家権力が刑事手続において違法を犯して取締ることは絶対に許されないことである。戦前の公安警察の犯した違法の反省として、現憲法は特に刑事手続と人権について明らかに規定している意義をもう一度確認すべきであろう。治安維持法が後には自由主義者にも及んでいったように、今超過激派に対して行われていることは明日更に多くの者に対し行われたいという保障はない。

よど号事件の起訴状況

昭和四五年三月三十一日、「よど号事件」が生起すると、警視庁は三月一五日に別件で逮捕し取調中であつた赤軍派議長塩見孝也、中央委員前田佑一を四月二一日、強盗致傷、銃刀法違反等の容疑で再逮捕した。更に多数の者を「よど号事件」の容疑で逮捕し、東大事件の起訴後勾留中の者に対してまで「よど号事件」の取調べをしたが、最終的には五名の者が起訴されて現在も勾留されている。その起訴年月日、起訴罪名は左のとおりである。

塩見孝也 昭四五・五・一四 強盗致傷、国外移送略取、同移送、
監禁

前田佑一 昭四五・五・一四 強盗致傷、国外移送略取、同移送、
監禁

高原浩之 昭四五・六・二八 強盗致傷、国外移送略取、同移送、
監禁

上原敦男 昭四五・七・二一 強盗致傷、国外移送略取、同移送、
監禁各助助

川島 宏 昭四五・八・一 強盗致傷、国外移送略取、同移送、
監禁各助助

現実に北鮮に行っていない、これらの者たちを何故起訴できるのかと素朴な疑問を持たれると思うが、検察官は塩見、前田のように三月三十一日当日は別件で警視庁に留置されていた者も含めて、乗っ取りを共謀した或いはその準備をしたというところで起訴しているわけである。

前記五名のうち前田を除く四人についての公判はこの七月一日に東京地方裁判所刑事五部において第一回が開かれる。ところが次に述べるように異例の起訴後接見等禁止により四人の被告人の人權が甚しく侵害されているのである。

起訴後一年にわたり弁護士以外 の者との接見、文書の差入禁止

東京地裁は右五名のうち分離公判を希望した一名を除く四名全員に起訴後も弁護士以外の者との接見および文書の授受を禁止した。その決定の様式は一律で、ちなみに塩見孝也に対する右決定を左に掲げる。

接見等禁止決定

被告人 塩見 孝也
右の者に対する強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁被告事件について検察官の請求があつたから、刑事訴訟法第八一条に掲げる理由あるものと認め、右被告人と刑事訴訟法第三九条第一項に規定する者以外の者との接見および文書（新聞、雑誌、書籍を含む）の授受を禁止する。

昭和四五年五月一五日
東京地方裁判所刑事第一四部
裁判官 橋本 享典 ㊦

右と全く同文の決定が他の三人についても、

高原浩之 昭四五・六・二九 裁判官 橋本享典

上原敦男 昭四五・七・二二 同 大前邦道

川島 宏 昭四五・八・四 同 大前邦道

右各日時各裁判官によって出されている。そして弁護士及び本人等の再三の請求にも拘らず今日まで禁止決定は解除されていない。

そもそも起訴後に接見等禁止決定が出されること自体稀有である。公安事件で起訴後に接見等禁止が決定されたのはおそらく初めてのケースと思われる。更に、起訴後一年以上も禁止を解除しないというのは全く異常な事態であるといわねばならない。

接見等禁止によって奪われた自由

接見について

本年三月二四日に、妻、弟との接見が解除されたがそれまでは弁護士の外は接見を禁止されていた。従って、妻、弟が接見するには裁判所に行つて、
「看守立会のうゑ家族関係事項に限り一五分間。」
という許可決定を貰わなければならなかつた。それも接見を許可されたのは妻、弟のみであつて友人等の接見許可願は却下されていた。弁護士、本人等からの再三の請求に対して、捜査担当の大津丞検事は、接見に際して通謀して罪証を隠滅するおそれがあるとか、赤軍派には要人を誘拐して獄中被告を奪還する計画があるなどと述べて、常に反対の意見を表明し、東京地裁もこれに従い本年三月二四日迄は妻との接見も解除しなかつたのである。

文書の授受について

前掲の接見等禁止決定により、被告人と弁護士以外の者との文通、書籍、文書等の差入宅下が禁止された。従つて被告人が家族の安否を知り得るのは僅か十五分間の妻との接見の時のみであり、勿論看守が傍らでメモしているから打明けた話しが出来るものでなく、時間も不足である。一方、被告人は政治党派の幹部であり、何よりも党派の活動状況を知り、党派の人間との意見の交換を望んでいるが、それらの者との接見は許可されていない。唯一補完となり得る私信の交換も右決定により禁止されていたわけである。

特に右決定が、「文書（新聞、雑誌、書籍を含む）の授受を禁止する」とした結果被告人は日刊紙の購読も禁じられていたことは重

大である。未決拘禁者は拘留所長の選定した日刊紙を自費で購読することができる。(收容者に閲覧させる図書、新聞紙等取扱規定、昭和四一年一月三日、矯正甲一三〇七、法務大臣訓令)東京拘留所の場合、選定紙は読売新聞であるが、とにかく右規定により購読できる。それは奪ってはならない憲法上の「知る権利」の当然の結果である。しかし被告人は接見等禁止決定により読売新聞の購読も許されなかった。この点は昨年の一二月に解除されたのであるが、その解除決定も理不尽なものである。上原に対する決定を次に掲げる。

昭和四五年第二九号
決定

被告人 上原 敦男

右の者に対する強盗致傷、国外移送略取同移送、監禁各補助被告事件について接見禁止のところ、昭和四五年一月一日被告人から接見禁止一部解除請求があったので当裁判所は檢察官の意見を聴いたうえ次の事項について許可する。

記

東京拘留所が斡旋する読売新聞の購読。但し、いわゆるよど号事件、及び赤軍派に関する記事を除く。

昭和四五年一月二日

東京地方裁判所 刑事第一四部

裁判官 橋本 享典 ㊦

上原の解除申請に対する大津検事の意見は「可然、但し、赤軍派に関する記事を除く」となっており、上掲の決定が検事の条件をそのままとり入れていることがわかる。「よど号事件に関する記事」

はともかく刑事訴訟法第八一条からはどうしても「赤軍派に関する記事」を抹消することを命じたこの決定を合理化することはできない。罪証隠滅、逃亡のおそれと「赤軍派に関する記事」は関係がないからである。この裁判所が命じた事前検閲によって、特にこの三月、四月の新聞の三面は印刷インクで黒々と塗られている。

更に接見等禁止決定が被告人から奪ったものに房内筆記がある。拘留所内では願出により拘留所長の許可で房内で筆記することができる。被告人は自らの公判の準備のために房内筆記が必要である。政治犯として獄中にある者にとって公判の準備の大部分は思想の論述にあることは当然であるが、手元にペンと紙がなければこれは著しく困難である。しかし、東京拘留所は、接見等禁止決定が出ていることを理由に本年四月に至る迄再三の願出に拘わらず房内筆記を許可していない。

接見等禁止決定の根拠条文とその解釈

刑事訴訟法第八〇条は、
拘留されている被告人は、第三九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができ、勾引状により監獄に留置されている被告人も同様である。として、弁護士でない者も監獄法、同法規則の定める方法に従って自由に拘留中の被告人と接見し、物の授受をすることができる旨定めてある。これが原則である。例外として刑事訴訟法第八一条は、裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、檢察官の請求により又は職権で、拘留されている

被告人と第三九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

として弁護士でない者は接見、物の授受を禁止される場合があることを定めている。但し被告人につき、逃亡すると疑うに足りる相当な理由か罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなければ裁判所は弁護士でない者の接見、物の授受を禁止することはできないのである。「よど号事件」の四人の被告人にかけられている前掲の接見等禁止決定はこの刑事訴訟法第八一条を根拠としている。従って右決定が適法であるためには、四人の被告人につき、逃亡すると疑うに足りる相当な理由か罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由が存在しなければならぬ。

更に、刑事訴訟法六〇条の勾留の要件との関係から次のことが接見等禁止決定が適法であるための要件となる。すなわち、刑事訴訟法六〇条は、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、被告人が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは勾留することができるとしている。これら要件は文字の上では同法八一条の要件と同一であるが、意味の上では異なる。もし同一とするならば、

罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとして勾留された被告人は常に接見禁止等をされるおそれを生じ、同法第八〇条等によって法令の範囲内で弁護士以外の者との接見などをなすことが原則とされてくる法意にもとり不合理といわなければならない。したがって

て、同法第八一条にいわゆる罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとは、被告人が拘禁されていても、なお罪証を隠滅すると疑うに足りる相当程度の具体的事由が存する場合でなければならないと解すべきである。(京都地裁昭和四三年(む)第七八号、接見禁止等の裁判に対する準抗告申立事件、同四三年六月一日第三刑事部決定)つまり、勾留の要件と較べて一層強度の具体的な、逃亡、罪証隠滅の事由が存することが接見等禁止決定の適法要件である。そして最後に、

しかもそれが被疑者に対する重大な心理的苦痛をもたらすものである点に鑑み、極めて慎重に、最小限度の運用にとどめるべきこととはいうまでもない。(昭和三四年(む)第八九号、同年二月十七日、大阪地方裁判所決定)

とあるように「極めて慎重に、最小限度の運用」とどまっていなければならない。以上述べたところは刑事訴訟法第八一条の解釈の判例通説である。「よど号事件」の四人の被告人に対する起訴後一年にもわたる接見等禁止は以上の適法要件を満たしているだろうか。

本件接見等禁止決定は

刑事訴訟法第八一条の要件を欠いている

捜査担当検事は、裁判所に接見等禁止決定を請求するに際し、その請求理由書に以下の事項を記載している。

イ、被告人の赤軍派における地位
ロ、よど号事件の詳細な捜査報告
ハ、被告人は公訴事実は無関係と弁解している。
ニ、未逮捕共犯があり、それらと通謀するおそれがある
ホ、北鮮に行った者たちと通謀するおそれがある
ヘ、赤軍派の敵対は文書等の差入を戦術の一つとしており、計画的に罪証隠滅工作を行っている。
ト、赤軍派には被告人を奪還する計画があるので逃亡のおそれがある。

まず、隠滅すべき罪証が存在するかが問題である。捜査側は、よど号事件に関し、百名以上の関係者の供述をとり、五〇数ヶ所を捜索している。しかしこの大規模な捜査も、昨年八月一日の川島宏の起訴を最後に終了し、以後、よど号事件についての逮捕も、指名手配も行われていない。昨年一〇月二日付毎日新聞朝刊は、地方検察庁、警視庁の発表として、よど号事件の全貌なる記事を掲載している。つまり、捜査側は公判を維持するに充分な証拠を収集したと考えているのである。それならば、被告人に苦痛を与える接見等禁止をしてまで護るべき罪証は無いにちがいない。仮に隠滅すべき罪証があったとしても、接見或いは文書の授受を利用して罪証隠滅することは不可能である。接見の際は、看守が傍らでメモをとり、話しが限定事項から外れると直ちに接見を打ち切っているし、文書の差入については、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定（昭和四一年一月二日、矯正用一三〇七法務大臣訓令）」や、昭和四一年一月二日、矯正用一三三〇矯正局長依命通達や、昭和四一年九月二七日、矯保甲第一二九二、刑政長官通達により拘留所の

厳重な検閲を実施しているので、同様に罪証隠滅、逃亡は未然に防止できる。よって検事が接見等禁止を請求した理由として述べている項目のうち、未逮捕共犯との通謀、文書差入による罪証隠滅は理由とならない。
次に、「赤軍派の被告人奪還計画」であるが、そもそもそのような計画の存在を検事の方で疎明すべきである。マス・コミで興味本位に騒ぎだたられているだけでは足りないだろうか。仮にそのような計画が存在したとしても、前述したように接見、文書の差入を利用して通謀することは不可能であるから接見等を禁止する必要はない。以上から本件接見等禁止決定は、刑事訴訟法第八一条の各要件を欠いており直ちに取消すか、解除されるべきものである。
仮に、同条の要件が満たされているとしても、被告人の人権を侵害し、重大な苦痛を強いる接見等禁止を一年以上にわたって維持しつづけることは妥当でない。公判期日が迫っており被告人は当事者として自己にかけられた攻撃に対し万全の準備が保障されなければならぬ今日に至ってはなおさらのことである。

以上

資料

A、アピール。ピラ

(一) よど号事件以後(七〇・九・一)

よど号事件弁護団

本年三月三一日から四月三日迄世界の耳目を釘付けにしたハイ・ジャック闘争は全ての革命的左翼の進むべき方向を示した最も尖鋭なる闘いであったが、正にそれ故に或る意味でこの闘いの意義を正しく評価した権力による赤軍派に対する徹底的な弾圧を導き出さざるを得なかった。その弾圧の実態は意外に知られていないが、ハイ・ジャックに関して既に五人が起訴され、赤軍狩ともいうべき権力による違法な「任意同行」予防検束が行なわれている。ここにその一端を暴露すると共に、この弾圧をはね返すための広範な支援を要請する次第である。

一 「よど号」強盗致傷等で五人起訴

東京地検はハイ・ジャック闘争に対し、強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁の罪名を適用し、塩見孝也(五月一四日起訴)、前田佑一(五月一四日起訴)、高原浩之(六月二八日起訴)を共謀共同正犯で、上原敦男(七月二二日起訴)、川島宏(八月一日

起訴)を右各罪の幫助犯で起訴している。共謀共同正犯の適用といふ、罪名の奇妙さといふ権力のなりふりかまわぬ必死の姿勢が露わらざるべきであろう。

一方、東京地裁もこれに呼応し、起訴者(全員在監)全員(前田佑一を除く)につき起訴後も弁護士以外の者との接見及び書籍、雑誌の差入を禁止、驚くべきことには新聞の講読すら禁じるといふ明文のある接見等禁止決定を出し、在監者にも保障されるべき憲法上の権利を奪い去り、右決定に対する準抗告を一蹴するという暴挙に出ている。

起訴者の何れについてもいまだ公判は開始されていないが、公判に於ては大審院以来最高裁が敢えて固執して来た共謀共同正犯理論の機能が何であったのか、又共犯と証拠にまつわる様々な訴訟上の問題、事実の認定、構成要件該当の有無等豊富な法律上の論点が徹底的に争われることになる。赤軍派に対する弾圧の実態、取調時の違法、更にはハイ・ジャック闘争敢行時にあらためて強い印象を与えた米日韓軍事同盟の黒い影も訴訟の進行に従い暴露を免れない。

二 尾行、任意同行、予防検束

現在公安の赤軍派に対する尾行はすさまじく、常時肩をふれんばかりにへばりつき、タクシーに乗れば強引に一緒に乗り込み、法律事務所に入れば事務所の前に張り込むという有様で、いきな

り教人の私服に取囲まれ「任意同行」だとして署まで暴力で拉致されて写真を擧られ取調べられることも珍しくない。本年六月にはそれが大規模に行なわれたが(その内の二件について日弁連人権擁護委員会に調査を申立て、いる)それ等一連の「任意同行」事件は赤軍派の六月の闘争に対する明白な予防検束であった。実際に「任意同行」された者のうち数名の少年が「虐犯少年」として鑑別所に数日間拘留り込まれたのである。

三 塩見議長を破防法で送検

審判庁は七月二十七日大菩薩の件を捉えて塩見議長を破防法で送検した(政治目的の殺人予備)、第四〇条(同公務執行妨害)で送検した。三無事件の同法第三九条についての判例の布石を思ひべきであるし、権力の意図も明白である。

一九七〇年九月一日

二 不当な接見禁止に抗議を

ベトナム反戦募飾の会

御大家運動体からの抗議活動の報告として収録しました。なお、

抗議文は、担当検察官に出されたものです。接見禁止決定自体は裁判所が出すのですが、検察官の請求理由(公判資料) (二一三)に基づいた政治的なものであることから、検察官に対して抗議されたものです。裁判所に対する抗議は、

この間の司法の再編の動きに関連して、と本質的な準備するため、少し遅れているとの事です。なお、末、度々の解除要求の結果、「被告」本人の妻又は兄弟、接見と、ハガキによる文通が可能となったことを付加させていただきます。

——塩見孝也氏ら四名に対する不当な長期接見禁止は

全人民への挑戦である——

私達ヴェトナム反戦募飾の会は赤軍派塩見議長をはじめとする名に対して、権力は今日も保釈不許可と同時に長期に亘る接見禁止が実施されているとの報に接し、この権力の非道なる扱いに怒りを覚え、過日、直ちに接見禁止を解き、保釈申請の許可を与えるよう東京地裁、東京地検に抗議と要請の電文を打ちました。

救援活動を自からの行動の一部としてきたわたし達にとって、過激派なるレヴェルをばらることによって、他事件には従来みられなかった不当な弾圧を拘置所の中においても加えられている四被告に対して私達のできる何らかの行動を起すのは当然のことと考えます。

羽田以降の闘いは権力が人民を抑圧するために行なってきた数多くの実態を明らかにしてきました。わたしたちの会も大七年以降の闘いによって生み出されたものであり、被支配者とされている自己をいかにして乗り越えていくという発想を起点に、街頭行動に地区

救援会に参加してきました。

ともすれば、一市民として、自己を規制しようとする体質をもつわたしたちですが、この自から設けた枠をいかにして打ち破っていかば行動するとき常にもたざるをえなかったものでした。司法界に生起している一連の反動の嵐は私達の日常生活をも侵すものとして、よりロコンに直截的な攻撃として、現出してくるものと考えられます。

権力の抑圧体制が強化されればされる程、わたし達は当初にもった起点をふり返り、闘いを背負いうる自己を鍛えなければならぬと考えます。

今や、権力は、赤軍派・京浜安保共闘等に代表される直接行動をもって、反権力闘争を行なうとする個人、集団を抹殺しようとしてきています。過激派学生集団なるマス・コミ用語はほんらんし、これらの情報を一方的に受けざるを得ない立場にある多くの市民を、権力の意図する管理体制に組み込んで事態は進行しています。

民主主義なるべールすら、投げ捨てた弾圧体制を確立させようとして権力の意図するものを自己の主張や行動と異なるからという理由で見逃すことは許されないと考えます。

起訴後も長期に接見が禁止されるということの意味するものを考えるとき、この弾圧は単に過激派の陥る事態として、自己とは無縁なものとして、平然としていられないのではないのでしょうか。妻す

ら接見するには事前の許可を必要とされ、他の者の接見は全て禁止されている状況は異常と言わずして何んと言えらうでしょう。しかも、禁止の理由が逃亡の危険と証拠インメツであることから考えると、権力は被告人たちを単なる事件容疑者として扱っているのではないことは明らかです。拘置所職員が立会い、しかも、あみを隔てて対話する者同士の間禁止の理由となっていることが可能だと誰れが言えるのでしょうか。

これこそ権力に直接行動をもって闘うとする者全てに対するみせしめであると同時に、一定の政治主張をもった集団をあらゆる手段を用いて破滅させようとするからに相違ありません。

権力なりの法論理を用いたこの非人間的扱いは近い将来、より穏便な政治主張をもつ部分に対しても適応されないと誰人も保障しえない事態と考えます。権力によって被告の座に坐らされている彼らは、本来、持ちうる防衛権の行使すら出来えない状態におかれているのです。

このように状況を権力に既成事実化させてしまった責任の一端は私達市民も負うべきものでしょう。しかし、刑確定以前に刑執行以上の弾圧をかけられていながらも獄中で闘っている被告の決意を獄外にいる私達には計りべくもありませんが、これらの悪条件の中では私達の知りえない弾圧が平然と行なわれているであろうことは十分予想されるところです。

政治主張、行動形態を異にする者であっても、権力と対決する外に生きうる術はないと考える全ての人間は、「最低、以下の点について」の行動は取りうるのではないかと考え、「不当接見禁止に対する抗議と保釈許可要請の行動を呼びかけます。」

「抗議文」

貴検察官が訴訟提起しているよど号事件に関する被告に対する長期にわたる接見禁止に抗議するとともに、早期に非人道的措置である接見禁止を解くよう要請します。

貴検察官は弁護士から再三出されている接見禁止解除要請に対して、証拠インメツ、逃亡の恐れの上を上げ、逮捕以後接見禁止なる措置を被告人塩見孝也ら四名に課していることわしたちは聞きました。

逮捕・拘束という経験をもたないわたしたちには、この措置は、刑確定以前の被告人を扱うには、あまりにも不当であり、かつ非人道的なものと考えています。

検察官は自己の職務として、この措置を行なうのを当然としているようですが、訴訟提起がなされ、被告人がかけられている容疑も確定している現段階においても、接見禁止を解くことによって証拠インメツの危険があるとの理由は、市民生活をしているわたしたちには全く理解し得ないことです。また、他の理由になっている逃亡

についても、接見の現状から考えるならば、どこに逃亡の恐れがあると言いつても、接見の現状から考えるならば、どこに逃亡の恐れがあると言いつても、接見の現状から考えるならば、どこに逃亡の恐れがある

夫人ですら事前に許可を求めなければ接見し得ない状況に置くことは、あなたによって代表される権力によって訴訟提起されている被告に、本来与えられるべき防御権が極めて不十分なものになることは明らかです。

一方的に不利な状況に置かれている被告人を相手に公判が開始され、進行するならば、被告人の立場は極めて不利になり、強いては正なる判決を期待し得ないと考えますが、このように考えるのは偏見といひ得るものでしょうか。

また、現刑事訴訟法では、刑が確定するまでは無罪の可能性もある者として被告人は扱われると聞いていますが、長期間身柄を拘束されている被告人たちに接見すら許されないことは、前記の主旨から考へるとはなほだしい相違があると考えますがいかがですか。

身柄は拘束されていても、被告人のもつ思想・心情の自由は当然ですが、それらのものを保障するためには、接見や差入れ等の欠くことのできない事柄だと考えますがいかがですか。

以上、簡単に疑問点をあげましたが、これらの疑問点が明らかにされずに、強行されている接見禁止なるものは、接見禁止という制度が存在している法的な基礎とは全く異なった恣意によって、貴検察官によって代表される権力によりなされているものと断ぜざるを

得ません。

長期に亘る接見禁止や差入れ制限などは、直接には被告人に対する人権の侵害ですが、強いてはわたしたち市民に対する抑圧に通じるものと考えます。

なぜならば、本来持ち得るべき種々の権利の侵害は、最も悪条件にあるものからはじめられ、巧みに対象を拡大させることによって全人民をその対象にしてきたのが、人権侵害の歴史であったと考え

るからです。わたしたちは、このような状況に置かれている被告人がいるのを今日まで知り得なかったにしろ、このような事態を許してきた責任の一端はわたしたちにもあると考えています。

わたしたちは「知らなかった」を理由にその責を追れ得るとは考えません。「知った」者ができ得ることは沢山あると思いますが、今回は貴検察官に抗議と要請を含めた文を送ることからはじめることにしました。

従来の公安事件にも見られなかったという接見禁止を直ちに解き、拘束されることによって、あなたとは比べ得ようもない不利な立場に置かれている被告人の防御権の行使に便を与えるよう要請します。また、世間一般において過激派集団なる名を冠せられようと、法は被告人を他事件の者と差別することは許すものではないにもかかわらず、根拠のない長期の接見禁止をはじめとする弾圧を加えてき

たことに一般市民として怒りを覚え抗議するものです。

B、公判資料

(一) 起訴状

(註)四被告ともほぼ同文であるが、共同共謀正犯としての起訴と、各幫助犯としての起訴という二つのタイプに大別される。前者として塩見孝也氏に対するもの、後者として川島宏氏に対するものを収録した。

(一) a) 塩見孝也氏に対する起訴状

起訴状 (勾留中)

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年五月一四日

東京地方検察庁

検察官 山崎 恒幸

御中

昭和45年検第13494号

昭和45年東地領第2614号

本籍 広島県尾道市長江一丁目七〇〇番地の一
住居 不定
職業 著述業

塩

見

孝

也

昭和一六年五月二二日生

公訴事実および罪名。罰条

別紙のとおり

別紙

公 訴 事 実

被告人は、共產主義者同盟赤軍派に所属するものであるが、前田祐一、田宮高磨、小西隆裕ら十数名と共に謀るうえ、

第一 昭和四五年三月三十一日午前七時三〇分すぎころ、富士山上空付近を航行中の東京国際空港福岡空港行、日本航空株式会社定期旅客三五一便旅客機（ボーイング七二七、JA八三一五号、通称「よど」、同社代表取締役社長松尾静磨管理）内において、乗客を襲い塔乗していた前記田宮、小西ら九名において、突如一せいに立ちあがり、客室のステューワーズ神木広美ら三名、乗客一宮瑞生ほか一二一名に対し、抜身の日本刀を振りかざし、短刀を突きつけ、あるいは、拳銃様のものを擬し、「静かにしろ」「手をあげる」などと怒号し、「われわれは共産同赤軍派である、今からこの飛行機を乗っ取り北朝鮮へ行く、抵抗するな」などと申し向けたうえ、右ステューワーズ。乗客らの両手。上半身などその身体を順次ロープで縛りあげるなどし、同時に右田宮、小西ら二、三名が一般人立入り禁止の操縦室内に踏み込み、同室内の機長石田真二、副操縦士江崎悌一、航空

- (1) 同日午前九時ごろ、同機を福岡市所在福岡空港に燃料補給のため着陸させ
 - (2) 同日午後一時四〇分ごろ、前記乗客中の真原氏ら老令者。幼児など二三名を降機させ
 - (3) 同日午後二時ごろ、その他の乗務員。乗客計一〇六名を乗せたまま、同空港から同機を朝鮮に向け離陸。飛行させ
 - (4) 同日午後三時一五分ごろ、大韓民国ソウル特別市郊外金浦国際空港に着陸させ
 - (5) 同年四月三日午後二時三〇分ごろから同三時ごろまでの間、同空港内でステューワーズ神木広美ら四名および残りの乗客一宮瑞生ら九九名を降機させ
 - (6) 同日午後六時すぎころ、前記石田機長ほか二名の乗務員らに乗せたまま、同空港から同機を北朝鮮に向け離陸。飛行させ
 - (7) 同日午後七時二〇分ごろ、同機を北朝鮮ピョンヤン郊外美林飛行場に着陸させ
- たが、この間、前記福岡、金浦の両空港に着陸中は、同機の出入口に見張りを立て、あるいは、出入扉把手をロープ等で縛り

機関士相原利夫、ステューワーズ訓練生植村初子に対し、いきなり抜身の日本刀、短刀を突きつけ、「静かにしろ」「抵抗するな」「客室の方は制圧したからいいことを聞け」などと怒号したりえ、右相原の両手をロープで縛りあげて右植村とともに客室へ引き出し、さらに、右石田、江崎の背後から日本刀、短刀を擬しながら、「赤軍の者だ、北朝鮮のピョンヤンへ行け」と迫り、これに応じなければ所携の手製爆弾で同乗務員および他の乗客全員を道連れに飛行機もろとも自爆する旨申し向けて、右乗務員、乗客全員の抵抗を抑圧し、よって、右石田機長らをして、右田宮、小西らの命ずるままに航行するのやむなきに至らしめて前記旅客機を強取し、その際、右暴行により、別紙受傷者一覧表記載のとおり、相原利夫ほか四名に対し、それぞれ加療約四日ないし約二週間を要する左前腕橈骨部圧挫。擦過傷、右前腕内外側擦過傷等の傷害を負わせ

第二 前記第一記載のとおり、前同日午前七時三〇分すぎころ、「よど」機内において、乗務員。乗客を日本国外に移送する目的をもって、前記乗務員。乗客全員の身体の自由を拘束し、これを自己らの実力支配下において略取し、引き続き、右田宮において、乗務員。乗客に対し、再三にわたり、機内放送により、「われわれはハイジャックを敢行した、諸君は人質として北朝鮮に行ってもらい、諸君がもし暴れるようなことがあるならば、

とめ、乗務員。乗客の脱出を阻止して同機内に抑留したまま、右各空港関係者らに対し、前記石田機長らを通じ、官憲らが同機に近づき、あるいは、実力により乗客らの救出を図る場合、および、自己らの要求をいれぬ場合には、前同様乗務員。乗客を道連れに手製爆弾で自爆する旨を再三にわたって通告し、右各空港関係者らをして実力による乗務員。乗客の救出、および同機の発進の阻止を断念せしめ、もって、いずれも同年三月三十一日午前七時三〇分ごろから、前記(2)記載の真原氏ら乗客二三名を同日午後一時四〇分ごろまでの間、前記(5)記載のステューワーズ。乗客ら計一〇三名を同年四月三日午後二時三〇分ごろ以降同三時ごろまでの間、前記石田機長ら三名の乗務員を同年四月三日午後七時二〇分ごろまでの間、それぞれ同機内に不法に監禁し、かつ、被拐取者たる前記(3)記載の乗務員。乗客計一〇六名を前記(3)、(4)記載のとおり、福岡空港から日本国外に移送し

罪 名 。 罰 条

第一 強 盗 致 傷

刑法第二四〇条前段、第六〇条

第二 国 外 移 送 略 取、同 移 送、監 禁

刑法第二二六条第一項、第二項、第二二〇条、第六〇条

受傷者一覽表

氏名	傷害の部位	傷害の程度
1 相原利夫 (航空機関士)	左前腕橈骨部圧挫。擦過傷、 右前腕内外側擦過傷	全治約二週間
2 一宮瑞生 (乗客)	右手関節部擦過傷	加療約二週間
3 副島三郎 (乗客)	左前腕擦過傷	全治約一〇日間
4 松元利行 (乗客)	左前腕挫創、右手背、右前 腕部挫創	加療一週間
5 石井客一 (乗客)	両前腕挫傷	全治四日間

(一b) 川島宏氏に対する起訴状

起訴状 (勾留中)

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年八月一日

東京地方検査庁

検察官 検事 大熊 昇

東京地方裁判所 御中

昭和45年検第24809号

昭和45年東地領第5741号

本籍 静岡県静岡市馬淵一丁目一四五番地
住居 不定

職業 東京大学大学院学生

強盗致傷・国外移送略取。

同移送。監禁各補助

川 島 宏
昭和一八年二月一四日生

公 訴 事 実

被告人は、共産主義者同盟赤軍派に所属するものであるが、塩見孝也、高原浩之、田宮高磨、小西隆裕ら十数名が共謀のうえ、第一昭和四五年三月三十一日午前七時三〇分すぎごろ、富士山上空付近を航行中の東京国際空港発福岡空港行、日本航空株式会社定期旅客三五便旅客機(ボーイング七二七、JA八三一五号、通称「よど」、同社代表取締役社長松尾静磨管理)内において、乗客を装い塔乗していた前記田宮、小西ら九名において、突如一せいに立ちあがり、客室のステューワーデス神木広美ら三名、乗客一宮瑞生ほか二二名に対し、抜身の日本刀を振りかざし、短刀を突きつけ、あるいは、拳銃様のものを振り、「静かにしろ」手をあげろ」などと怒号し、「われわれは共産同赤軍派である、今からこの飛行機を乗っ取り北鮮へ行く、抵抗するな」などと申し向けたうえ、右ステューワーデス・乗客らの両手・上半身などその身体を順次ロープで縛りあげるなどし、同

時に右田宮、小西ら二、三名が一般人立入り禁止の操縦室内に踏み込み、同室内の機長石田真二、副操縦士江崎梯一、航空機関士相原利夫、ステューワーデス訓練生植村初子に対し、いきなり抜身の日本刀、短刀を突きつけ、「静かにしろ」「抵抗するな」「客室の方は制圧したからいうことを聞け」などと怒号したりえ、右相原の両手をロープで縛りあげて右植村とともに客室へ引き出し、さらに、右石田、江崎の背後から日本刀、短刀を振りながら、「赤軍の者だ、北朝鮮のピョニャンへ行け」と迫り、これに応じなければ所携の手製爆弾で同人ら乗務員および他の乗客全員を道連れに飛行機もろとも自爆する旨申し向けて、右乗務員・乗客全員の抵抗を抑圧し、よって、右石田機長らをして、右田宮、小西らの命ずるままに航行するのやむなきに至らしめて前記旅客機を強取し、その際、右暴行により、右相原利夫ほか四名に対し、それぞれ加療約四日ないし約二週間を要する左前腕橈骨部圧挫。擦過傷、右前腕内外側擦過傷等の傷害を負わせ

第二 前記第一記載のとおり、前同日午前三〇分すぎごろ、「よど」機内において、乗務員・乗客を日本国外に移送する目的をもって、前記乗務員・乗客全員の身体を拘束し、これを自己らの実力支配下において略取し、引き続き、右田宮において、乗務員・乗客に対し、再三にわたり、機内放送により、「

- われわれはハイジャックを敢行した、諸君は人質として北鮮に行ってもらい、諸君がもし暴れるようなことがあるならば、手製爆弾をもって応ずる」などと申し向けて威嚇したほか、前同様の暴行脅迫をくりかえし、右全員の身体を拘束しながら
- (1) 同日午前九時ごろ、同機を福岡市所在福岡空港に燃料補給のため着陸させ
 - (2) 同日午後一時四〇分ごろ、前記乗客中の真原氏ら老令者・幼児など二三名を降機させ
 - (3) 同日午後二時ごろ、その他の乗務員・乗客計一〇六名を乗せたまま、同空港から同機を朝鮮に向け離陸・飛行させ
 - (4) 同日午後三時一五分ごろ、大韓民国ソウル特別市郊外金浦国際空港に着陸させ
 - (5) 同年四月三日午後二時三〇分ごろから同三時ごろまでの間、同空港内でステューワーデス神木広美ら四名および残りの乗客一宮瑞生ら九九名を降機させ
 - (6) 同日午後六時すぎごろ、前記石田機長ほか二名の乗務員らに乗せたまま、同空港から同機を北朝鮮に向け離陸・飛行させ
 - (7) 同日午後七時二〇分ごろ、同機を北朝鮮ピョニャン郊外美林飛行場に着陸させ

たが、この間、前記福岡、金浦の両空港に着陸中は、同機の出入口に見張りを立て、あるいは、出入扉把手をロープ等で縛りため、乗務員・乗客の脱出を阻止して同機内に抑留したまま、右各空港関係者らに対し、前記石田機長らを通じ、官憲らが同機に近づき、あるいは、実力により乗客らの救出を図る場合、および、自己らの要求をいれぬ場合には、前同様乗務員・乗客を道連れに手製爆弾で自爆する旨を再三にわたって通告し、右各空港関係者らをして実力による乗務員・乗客の救出、および、同機の発進の阻止を断念せしめ、もって、いずれも同年三月三十一日午前七時三〇分ごろから、前記(2)記載の真原氏ら乗客二三名を同日午後一時四〇分ごろまでの間、前記(5)記載のステューワーズ・乗客ら計一〇三名を同年四月三日午後二時三〇分ごろ以降同三時ごろまでの間、前記石田機長ら三名の乗務員を同年四月三日午後七時二〇分ごろまでの間、それぞれ同機内に不法に監禁し、かつ、被拐取者たる前記(3)記載の乗務員・乗客計一〇六名を前記(3)、(4)記載のとおり、福岡空港から日本国外に移送し

た際、いずれも右犯行にあたって使用ないし利用されるものであることの情を知りながら、同年三月上旬ごろ、前記高原および小西らの依頼に応じ上原敦男とともに足立隆一に対し右犯行に使用する日本刀等の調達方を申し入れ、同年三月一六日ごろ、東京都

台東区千束町四丁目一九番付近の路上において、右足立より日本刀九本、短刀四本を代金三〇万円で購入したうえ、同月一九日ごろおよび二一日ごろの二回にわたり、同都中央区京橋二丁目三番地京橋区民会館等において、これを前記小西らに引き渡し、さらに同月二三日ごろ、右小西の依頼に応じ、同都中央区銀座五丁目三番一〇二番館ビル内九州産業交通株式会社東京旅客案内所において、偽名を用い、日本航空株式会社の東京・福岡間三月二六日第三五一便航空券三枚を、同都千代田区丸の内一丁目六番四号日本交通公社本社において前同様の航空券二枚をそれぞれ購入したうえ、同日同都品川区上大崎二丁目一五番一七号喫茶店「ロイヤル」において右小西にこれらを手交し、もって、それぞれ前記塩見、高原、田宮、小西らの前記犯行を容易ならしめてこれを補助したものである。

罰 則

刑法第二四〇条前段、第二二六条第一項、第二二項、第二二〇条、第六二条

(二) 接見等禁止に関して

(二一a) 検察官の請求書

(注) 法的論理を無視した政治的意図が露骨に示されている。

接見禁止等請求書

強盗致傷	在監	警 視 庁
罪名 国外移送略取、同移送	氏名	塩 見 孝 也
監 禁		

右被告人に対する頭書被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、被告人と刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する者以外の者との交通につき左記事項に関する裁判をされたい。

記

- 一、 接見の禁止
 - 二、 書類の授受の禁止
- 昭和四五年五月一日

東京地方検察庁
検察官 検事 大 熊 昇

東京地方裁判所
裁 判 官 殿

理 由

一、 被告人塩見孝也は共産同赤軍派議長であって、同派が主張している前段階武装蜂起、国際根拠地建設を推進している中心人物である。塩見は、本件一月赤軍派中央委員会において、非法手段による国外への脱出、国際根拠地建設を明らかにし、その委員として合計二三〇名を三回に分け国外に派遣するとの方針を打ち出した。

赤軍派幹事田宮高磨ら九名が本年三月三十一日に敢行したハイジャックは前記方針を実行に移したものであり、塩見が中心となり計画していたものと認められる。塩見については、同派幹部前田祐一、田宮高磨ら十数名と共謀し、前記ハイジャックを実行したものと認め、本年五月十四日付で国外移送略取、同移送、強盗監禁による東京地裁に公判請求したものである。

塩見は、右田宮、前田、小西隆裕らと本件ハイジャックにつき、詳細に計画を練り、上原敦男ら数名に命じ、羽田・千歳等の飛行場及び飛行機内部、北朝鮮までの航行の可能性などを調査させ、又、前田、上原らに日本刀、拳銃、爆弾等の入手・準備を指示し、前田らは共産同叛旗派足立隆一らにその入手法を依頼し、準備したものと史料され、又塩見、前田はハイジャック実行者の選定を行ない、若林盛亮ら合計九名を決定し、参加させたものである。被告人塩見は、本件の全貌につき明らかにせず、前記田宮らが

独自に行なつた旨、弁疎している。

本件の実行行為者田宮ら九名は北朝鮮に渡つたものの、いつ、いかなる方法で国内の赤軍派と連絡を取り、塩見らと通謀するか判らず、又、本件の準備を行つた上原ら数名は未逮捕であり、被告人と通謀して罪証の隠滅をはかる虞れが極めて大である。

三、赤軍派は被告人塩見が逮捕されて以来、同人の奪還を計画し、東京都内を始め茨城県、福島県等、近県で、赤軍派及びそのシンパに呼びかけており、被告人と通謀してこれを実行しようとする動きが顕著である。

又、赤軍派対は被告人に対する文書等の差入れを戦術の一つとしており、計画的な証拠隠滅工作を行なっている。

三、被告人塩見は本件起訴事実以外の大菩薩峠集結事件、九・三〇本富士警察署、西五反田派出所襲撃事件、一〇・一〇神田署襲撃計画事件の首謀者と認められ、赤軍派との証拠隠滅工作を活発に行なり危険が極めて大である。

以上の理由により、表記のとおり接見の禁止及び書類の授受の禁止の裁判をされたい。

(二一b) 地裁(刑・十四部)の決定

接見等禁止決定

被告人 塩見 孝也

申立の趣旨

原裁判を取消す。

本件請求を却下する。

との裁判を求むる。

申立の理由

第一、原裁判の表示

「右の者に対する強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁被告事件について、検察官の請求があったから、刑事訴訟法第八一条にかける理由あるものと認め、右被告人と刑事訴訟法第三九条第一項に規定する者以外の者との接見および文書(新聞、雑誌、書籍を含む)の授受をすることを禁止する。」

第二、右裁判の結果、被告人のおかれている状況

一、被告人の身柄関係の裁判等については別紙身柄関係メモのとおりである。被告人の場合左に述べるような状況が既に五ヶ月もの長期にわたっていることに特に留意していただきたい。

二、接見について

1. 簡単にいえば、被告人は一〇日或いは一日に一回しか外部の人間に会うことができない。それもいまでもく弁護士のみである。現在「よど号」事件で起訴されて

右の者に対する強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁被告事件について、検察官の請求があったから、刑事訴訟法第八一条にかける理由あるものと認め、右被告人と刑事訴訟法第三九条第一項に規定する者以外の者との接見および文書(新聞、雑誌、書籍を含む)の授受をすることを禁止する。

昭和四五年五月一日

東京地方裁判所刑事第一四部

裁判官 橋本 享典

(二一c) 準抗告申立書

準抗告申立書

被告人 塩見 孝也

右の者に対する強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁被告事件につき、東京地方裁判官が昭和四五年五月一日なした接見等禁止決定に対し、左のとおり準抗告の申立をする。

昭和四五年一〇月二六日

弁護人 西垣内 堅 佑

同 保坂 紀久雄

東京地方裁判所 御中

いる五人の被告人のうち前田祐一を除く四人に対し二人の弁護人がついているに過ぎない。二人ともに非常に多忙であり、又、事件の性質並びに接見等禁止決定下にあることを考慮して一人当りの接見時間も当然一時間を越すことになる。そのため半日を費やしても二人の被告人と接見することで精一杯である。他の事件もあるため一週間に半日を「よど号」事件の接見に当てるわけであるが、二人の弁護人が一週間のうちそれぞれ半日を接見に当てることによってやっと四人が一回づつ弁護士と接見できる計算である。ところが弁護士という業務の性質上、突発事件や思わぬ時間の浪費があり、一週間に一度も接見にゆけぬことは度々ある。すると左監者の立場からすれば二週間に一回或いは三週間に一回しか弁護士が来ないという状態が現出する。そして現在までもこのような状態はしばしば起きた。

2. 一般人が接見しようとするときはその都度裁判所に接見許可申請を出し接見許可決定を得なければならぬ。職業を持つ者にとって裁判所に許可申請を出しに行くだけで一日の休暇が必要である。しかも妻との接見すら起訴後何カ月も許可が出ず、たまに来る弁護士の外は一切外部の者との接触を断たれ、肉親の安否を知ることさえ

封じられ独房に押し込められていた。

許可が出ても「看守立会のうゑ家族関係事項に限り五分間」という限定付きであった。話しが家族関係以外に及べば時間内であってもただちに接見は打ち切られている。

3. 現在まで妻以外の何人との接見も許可されていない。文書の授受について

1. 図書の閲読は接見禁止決定の出ている被告人にとっては唯一最大の楽しみである。しかし文書授受禁止決定のために一般人から差入しようとすれば、その本を持って裁判所に行き許可申請を提出しなければならず、又、許可決定が出るまで一週間或いはそれ以上の時日を要する。そしてその許可決定と本を東京拘置所に持参して差入れするわけである。実に煩瑣に耐えない手続である。

2. 弁護士からの差入は可能であるが、だからといって一般人の差入禁止が正当化されるわけではない。一般人差入に時日を要するため、いきおい弁護士が接見に行くに際しては四人分の差入用の本を抱えて行かざるを得ない。このため被告人は裁判に対する考えもまとめることができない。

のは接見等禁止決定を出した裁判官である。

弁護人が一〇月二二日東京拘置所の庶務課と保安課に照会したところ係官は、「被告人に読売新聞の講読を禁じているのは接見等禁止決定が存在するからであり、右決定の『新聞の授受をすることを禁止する。』の解釈の結果としての措置である。」と回答し、参考例として、昭和四四年一月六日矯正局保安課長の回答をあげた。それは左のような内容ということであった。

中野刑務所長 昭和四四年一月三日照会

文書授受禁止決定を受けている者に

- 一 官本を閲読させること。
- 二 刑務所を通して書籍を購入させること。

矯正局保安課長 昭和四四年一月六日回答
証拠隠滅のおそれなしとしないので不許可を相当と思料する。

接見等禁止決定の「新聞の授受を禁止する。」の結果した事実が右のようなものだったのである。そして日刊紙の講読も出来ぬという状態は事件後七カ月、起訴後五カ

きない。

3. 接見等禁止決定には「文書（新聞、雑誌、書籍を含む）と記載してある。このうち『新聞』について被告人がどのような扱いを受けたか、この決定を請求した担当検察官、この決定を出した担当裁判官が御存知だとは思えない。検察官の請求は左のような簡単なものであった。『右被告人に対する頭書被告事件につき罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから被告人と刑事訴訟法第三九条第一項に規定する者以外の者との交通につき左記事項に関する裁判をされたい。』

記

- 一 接見の禁止
- 二 書類の授受の禁止

ところが、この請求に基づいて前掲の裁判が為されたために被告人は日刊紙の講読を一切禁じられていたのである。在監者も自費で市販の日刊紙を講読することができない。東京拘置所の場合それは読売新聞に限定されているが、とにかく外部と隔絶され身体の自由を奪われている在監者も日刊紙を講読することによって外部の激しい事象の変化を知ることができるのである。しかし、被告人にはそれさえ禁じられていたのである。それを禁じた

四 私信の交換について

月を経過した現在も続いているのである。この間接見等禁止決定を出した一四部は一度も解除の職権発動をせず被告人を右の状態に放置したのである。

従って家族及び友人の安否を知ることができないし、自らの安否を知らせることもできない。妻のみがときたま五分位接見する程度で不十分なことは誰の目にも明らかである。

何よりも被告人は党派の人間であり、党派の人間としての活動のために現在勾留されている。被告人が最も望んでいるのは党派の人間との意見の交換であり、党派の活動状況を知らることである。

五 房内筆記について

1. 拘置所内では願出による拘置所長の許可で房内で筆記することができ、被告人は自らの議論の準備のためにその思想を整理しておく必要がある。政治犯として獄中にある者にとって訴訟の準備の大部分は思想の論述にあ

ることは当然である。しかしそれに絶対的に必要な房内筆記も接見等禁止決定があるという理由で許可が出ないでいる。そのため被告人は訴訟準備が殆んどできない。

2. 房内筆記の許可、不許可と接見等禁止決定の関係について弁護人が昭和四五年一〇月二三日東京拘置所に問い合せたところ、同所保安課長補佐の回答は大要次のとおりであった。

「接見等禁止決定で文書の授受が禁止されているから房内の勉強の対象となる書籍は入らない。従って房内筆記の必要がない。次に、接見等禁止決定が出ているということは被告人につき罪証隠滅の可能性が大であるということである。よって房内筆記を許可すれば紙片に書き付けたものを獄中の共犯者に渡すなどして罪証隠滅をする可能性も大といわねばならない。以上の理由により房内筆記を許可しない。」

六 物品の差入れについて

日用品で差入れを希望するものがあっても、家族との接見、手紙の交換が禁止されているために、まず弁護士に伝え、弁護士が家族に伝え、家族が差入れするということになる。従って差入れられるまでに時日を要し、弁護士、家族にとっても負担である。

3. 被告人は公訴事実に関係と弁解しているか或いは認めても共犯に関する事実は認めていない。

4. 未逮捕の共犯があり、それらと通謀するおそれがある。

5. 北鮮に行った者たちと通謀するおそれがある。

6. 赤軍派の救済は文書等の差入れを戦術の一つとしており、計画的に罪証隠滅工作を行なっている。

7. 赤軍派には被告人を奪還する計画があるので逃亡のおそれがある。

等の理由が記載されている。しかし、1も2も罪証隠滅のおそれとは無関係であり、右のような事実を詳細に記載すること自体、裁判官の判断に不当な影響を与えようとするものである。3の理由は更に不当である。黙秘していることをもって直ちに罪証隠滅のおそれありとすることができないことは東京地方裁判所の判決でしばしば判示されている。黙秘は権利であるのに黙秘していることをもって「罪証隠滅するおそれあり」とする結果、勾留を継続し、そのうえ接見および文書の差入を禁じるというのであれば、それは黙秘権の侵害であり憲法の保障した権利の空文化である。本件では被告人は自分に関係ないと弁解しているというのであるから、被告人が罪証を隠滅することはあり得ない。関係ないと弁解をしていることから即「罪証隠滅のお

第三、本接見等禁止決定は刑事訴訟法第八一条の要件を欠いている。

一、接見等禁止決定は第二で述べたような重大な人権侵害を伴うものである点、刑事訴訟法六〇条が勾留の要件として「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」「逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と規定している点を考慮し、勾留しておくだけでは賄い切れない「罪証隠滅のおそれ」「逃亡のおそれ」があり且つ、被告人の人権を侵害しても止むを得ない場合でなければ出すことができない。

二、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」はない。

(一) 勾留したことにより「罪証隠滅のおそれ」は防止されるのであるから、接見等禁止決定をするには、更に高度な勾留されているだけでは賄い切れない「罪証隠滅のおそれ」の存在が検察官から疎明されなければならぬ。

「罪証隠滅のおそれ」は本来起訴されれば消滅する筈のものである。一般に被疑者段階での接見等禁止決定は「公訴の提起あるまで」とあり、起訴後は罪証隠滅のおそれがないことを示している。

(二) 検察官の接見等禁止決定申請の理由書には

1. 被告人の党派における地位

2. 公訴事実となっている事件の詳細な捜査報告

それあり」を導き出す態度は被告人の言を信せず何が何でも被告人を有罪にしようという立場に立っていることを示しているといわねばならない。4の未逮捕の共犯との通謀のおそれであるが、本件いわゆる「よど号事件」に関しては既に塩月孝也、前田佑一、高原浩之が正犯で、上原敦男、川島宏が幫助犯で起訴済みであり、最後の起訴者である川島宏の起訴は八月四日で、現在に至るまで他に本件についての起訴はない。検察官が接見等禁止決定請求の理由書に未逮捕、共犯として名前を挙げていた物江克男、森清高、重信房子等はこの間逮捕され、それぞれ二三日目に釈放され起訴には至っていない。これらのことを考慮すればもはや未逮捕、共犯の存在を理由に接見等禁止をすることはできなない。また、被告人とは無関係である共犯の未逮捕という事実を被告人の不利に働かせることはできない筈である。5は全くナンセンスな理由である。6は救援活動に対する理由なきいがかりともいべきで何を根拠にそのようなことをいうのか理解に苦しむ。救援活動の主要なもののひとつが文書の差入れであることは間違いないが、それを「作戦の一つとしている」とは一体何をいわんとしているのであるうか。

(三) 外部から文書が入るに際しては、厳重な検閲があり、「

罪証隠滅に資するおそれのないもの、身柄の確保を阻害するおそれのないもの、紀律を害するおそれのないもの」(收容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規定昭和四一年一月一三日矯正甲一三〇七法務大臣訓令)という規程がたてられ、更に細くは、昭和四一年一月二〇日矯正甲一、三三〇矯正局長依命通達で「未決拘禁者に対しては、たとえば

1. 当該施設に收容中の被疑者、被告人が罪証隠滅に利用するおそれのあるもの
 2. 逃走、暴動等の刑事事故を扱ったもの
 3. 所内の秩序びん乱をあり、そのかすおそれのあるもの
 4. 風俗上問題となるようなことを露骨に描写したものの
 5. 犯罪の手段、方法を詳細に伝えたもの
 6. 通信文又は削除し難い書き込みのあるもの、あるいは故意に工作を加えたもの
- などはその閲読を許さない。」と規定されている。監獄でこれほど嚴重な検閲が為されている以上、裁判所が屋上屋を架す文書差入禁止をするまでもなく罪証隠滅の可能性はない。

(四) 昭和四五年一月二日付毎日新聞朝刊で捜査例は「よど

号事件」の捜査例のいう全貌なるものを発表している。それほどの自信を捜査側がもっているのなら罪証隠滅のおそれなどなんでもないであろう。被告人がたとえ罪証隠滅の意図を有しているとしても隠滅できるような証拠は何もないに違いない。

(五) 結局、被告人には隠滅すべき証拠もなく、たとえあつたとしても拘留所における接見や、差入文書の検閲体制からその可能性はなく、従つて被告人に「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」はない。

三、(一) 次に「逃亡のおそれ」であるが、これも拘留されていることによつて逃亡は防止されているのであるから拘留のみでは購い切れない更に高度な「逃亡のおそれ」の存在が疎明されないを要しない。そうでないとすれば「逃亡のおそれ」ありとして刑事訴訟法六〇条によつて拘留された者は皆接見等が禁止される筈であるが、この結論が不当であることはいうまでもあるまい。

(二) 「逃亡のおそれ」とはおそらく接見に来た外部の者と被告人が接見の機会を利用して通謀し外部の者の助けを借りて脱獄するというような場合を想定しているであろうが、まずそのような脱獄意図および脱獄計画の存在(しかもある程度実現可能性のある方法による)が検察側から疎明さ

れていなければならぬ。この疎明資料が風聞の類いであれば、第二で述べたような状況に被告人を陥れる重大な人権侵害を伴う接見等禁止決定を出すことは許されない。仮に十分な疎明資料があつたとしても拘留所に於ける一般人の面会の様子を知る者なら面会の機会を利用して脱獄計画を伝えることなど不可能であることは明白である。一日一回五分そこそこの短時間でしかも看守が傍らで対話の内容をメモしているし、話しが多少でも限定事項から外れると時間未到来でも接見は打ち切られている。外部の者を警戒するよりは内部の職員等を警戒する方が現実的であることは最近頻々と起きている看守の不正行為事件のとおりである。

四 以上、被告人には刑事訴訟法八一条にいう「罪証隠滅のおそれ」も「逃亡のおそれ」もないから接見等禁止決定は取消されねばならない。最後に大阪地裁昭和三三年八月二〇日の判決の判決文を引用する。

「拘禁が完べきで戒護が嚴重である限り、勾留の目的、すなわち逃亡と証拠隠滅については手も足も出ない。」

「当該未決拘禁者の犯罪記事が新聞に掲載され、それを閲読したからといって、逃亡や証拠隠滅のおそれをどれだけ招来するであろうか。そのことは少しく冷静に考慮すれば明

白であろう。」

「拘禁および戒護に明白かつ現在の危険を生ずることが必ずに予見される場合も机上では考えられるが実際には起こり得ない。」

第四 仮に刑事訴訟法八一条の要件を満たしているとしても、本接見等禁止決定は被告人をして憲法違反の拘禁状態に陥れているものであり同様に取消しを逸れぬ。

一、接見等禁止決定の結果、被告人がどのような状態に置かれているかは、第二で述べたとおりである。このような状態が被告人にとって大変な苦痛であることは誰も否定はしないであろう。起訴後五カ月もこのような状態で被告人を拘留しておくことを憲法が認めているであろうか。かくも非人間的な状況下の拘禁は憲法三六条の拷問禁止の趣旨に及する。又、憲法三一条以下の刑事被疑者及び被告人の処遇に関する規定の精神は次に掲げる被拘禁者処遇最低基準規則(一九五五年八月三〇日、犯罪予防および犯罪者処遇に関する第一回国連会議決議、一九五七年七月三十一日国連経済社会理事会承認採択)と異なるところはないと考えるのであるが、現在被告人の置かれている状態はこの規則に反していることは明白である。

被拘禁者処遇最低基準規則

第九〇 未決拘禁者には、訴訟の進行ならびに施設の安全お

よび秩序にさしつかえがない書籍、新聞紙、筆、紙、その他余暇に用いる物品を自費または第三者の費用により入手することが許されなければならない。

第九一 未決拘禁者は、正当な理由があり、かつその費用を支払うことができる場合に限り、自己の医師または歯科医師の診察および治療を受けることを許されなければならない。

第九二 未決拘禁者には、訴訟の進行ならびに施設の安全および秩序のために必要な制限および監督だけに服することを条件として、自己が収容されたことを直ちに、家族にあてて、通知することが許されなければならない。かつ、家族もしくは友人と通信し、またはこれらの者の訪問を受けるために必要なすべての便宜が与えられなければならない。

第九三 未決被拘禁者は、自己の弁護のために、可能な場合においては無料の法律援助を求め、かつ自己の防禦のための弁護人の訪問を受け、および内密の指示文書を準備してこれをその者に手渡すことが許されなければならない。この目的のために、未決拘禁者の希望があれば、必要な筆紙を供与しなければならない。未決拘禁者と弁護人の面会は、警察官又は施設の職員の監視

のもとに行なわせることができる。ただし、談話の内容を聴取してはならない。

一読してみて被告人の置かれている状態が右規則の規定から外れていることが分る。

二、憲法および刑事訴訟法が被告人の訴訟当事者としての地位を保障する趣旨であることは疑いない。しかし第二で述べたような状態にある被告人が訴訟当事者として防禦に必要な活動を保障されているといえるだろうか、断じて否である。この点からも接見等禁止決定は憲法に違反するものとなっている。

被告人は起訴後は訴訟当事者であるから訴訟遂行上の防禦権の行使が保障されていなければならないが、第二で述べた如く一週間に一度ないし二週間に一度弁護士と会うのが精々である。本件は政治犯であるから訴訟について貴重なアドバイスをしてくれる人間は弁護士以外にも多数いる。従って弁護士と接見していれば訴訟の準備として十分であるというとはできない。更に目撃者など証人に立つことが予想される者との打合わせも必要であるし、訴訟費用の調達に携われる人物との接見も本件のように長期化が予想される訴訟では必要なことである。何よりも家族や友人と接見し、その安否を知ることなしには防禦権の完全な行使はあり得ない。本件につ

いては前田佑一を除く四人の審理は刑事五部に併合され起訴

後既に五カ月も経過していることもあり、近々公判が開始されようとしている。しかし、被告人を右のような訴訟当事者として当然の権利行使を封ぜられた状態に置いたまま審理を始めることは到底不可能であるし、弁護士としての良心にも及する。また、弁護人の弁護権の問題としても弁護人の負担が過大な現在の状態で審理に応じることができない。

第五 最後に

一、大菩薩峠の件及び本件「よど号事件」以来、治安当局の赤軍派に対する弾圧は刑事訴訟法、警職法等の法律を一切無視した悪質なものがある。本年六月中には全く何の法的根拠もないのに多数の機動隊、制服警官、バスまで動員して多数の赤軍派の者を暴力を用いて警察署に拉致し写真をとり取調をするという事件が少くとも二件発生している。日常の尾行がまたさまざましく、肩を並べて歩いたり、勝手に話しかけてくる、離れてくれといえは、「ちょっとこっちへ来い」とおどしつける。これは赤軍派の者から直接聞いたばかりでなく、七月二〇日塩見孝也の勾留理由開示公判の後、弁護人である西垣内、保坂ともに実際に経験したところである。弁護人と救対の者が弁護士事務所で話し合うときなど救対の者を尾行して来た私服刑事が事務所の前に張り込んでいるという具合

では公判準備もできない。

二、「よど号事件」で起訴されている五人のうち刑事二〇部で単独審理を受ける前田佑一については当初より接見等禁止決定が出ていないことも弾圧の一環と思わざるを得ない。

三、しかし、裁判所が治安当局と同じ考え方から接見等禁止決定を出すことは絶対に許されない。「罪証隠蔽のおそれ」「逃亡のおそれ」は監獄法及び諸規定、通達によって皆無である。このうえ五カ月も第二で述べたような状態に被告人を置いておくことを裁判所は必要としているのであろうか、貴裁判所において即刻接見等禁止決定を取消すよう申請する。

(二一a) 準抗告の却下決定(地裁・刑・一部)

昭和四五年(むのイ)第三九三号

決 定

住 居 不 定

(東京拘置所在監)

著 述 業

塩

見

孝 也

昭和一六年五月二二日生

右の者に対する強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁被告事件

につき昭和四五年五月一日東京地方裁判所裁判官のなした接見等禁止の裁判に対し、弁護人西垣内堅佑、同保坂紀久雄から同年一〇月二六日準抗告の申立があったので次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告の申立を棄却する。

理 由

一、本件準抗告申立の趣旨および理由は弁護人兩名作成名義の「準抗告申立書」と題する書面に記載されておりであるからここにこれを引用する。

二、そこで判断するに、一件記録によれば、本件は共産主義者同盟赤軍派が暴力革命の前段階的武装蜂起のため国外に根拠地を建設する目的で事前の周到な謀議に基づき、乗客百数十名が塔乗する航空機を日本刀・短刀・爆薬などの凶器を示して強奪し国外脱出をはかった極めて重大な事案であり、特に被告人は赤軍派議長として右脱出計画を指導した首謀者であることがうかがわれるところ、本件の右のような組織性・計画性・重大性、被告人の右組織内における地位および右計画において果たした役割、収集された証拠の内容、原裁判当時実行行為者のほかにも本件計画の重要参画者数名が逃走中であつた。

当時赤軍派において被告人を奪還しようとする動きがあつたことがうかがわれること等の諸事情を総合すると、被告人には

C. 接見禁止解除申請、

接見許可願の出し方

解除申請書を出すについて

○ 申請書は縦書きにし、原則として謄写用の罫紙にボールペン、インク（黒の方が良い）で書き、一枚一枚の間は 印を押す。申請者の署名は自筆にすること。

○ 解除を申請する理由の記述は、

(一) 被告人につき刑事訴訟法第八一条の

① 逃亡すると疑うに足りる相当な理由

② 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由

が無いことを述べていく。たとえば逃亡については

○ 被告人に逃亡の意図がない↓P作戦等はマス・コミのデッチ上げ

○ 意図があつたとしても「逃亡」は不可能↓勾留されていて接見の時間、方法、文書の検閲の存在

○ 「第三九第一項に規定する者」とは、「弁護士又は弁護人とならうとする者」のことで、「弁護士」と考えてよい。

○ 接見等禁止決定のうち一部を解除して、特定の者との接見、物の授受を認めることは差支えないというのが判例通説であ

原裁判当時、刑事訴訟法八一条に規定する逃走及び罪証隠滅の恐れが高度に存在していたと認めることができる。（なお、前記「準抗告書」によると、弁護人らは現在では被告人につきなお接見等禁止を継続すべき理由は存在しないとの点をも強調しているが、この点を理由に裁判官に対し接見等禁止の解除の職権発動を求めらば格別、これを準抗告申立の理由にして原裁判の取消しを求めることは準抗告審の性格上許されないものと解さなければならぬ。）よつて、被告人に対し同条に基づいて同法三九条一項に規定する者以外の者との接見を禁止、これとの書類の授受を禁じた原裁判は相当であり、準抗告は理由がないから同法四三二条、四二六条一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

昭和四五年一月五日

東京地方裁判所刑事第一部

裁判長 裁判官 新 谷 一 信

裁判官 青 木 昌 隆

裁判官 須 田 賢

るから、「誰々との接見につき禁止を解除する」との裁判を求めるとも可である。

◎ 東京地方裁判所の刑事十四部に出して下さい。

弁護士以外の者が勾留中の被告人と

原則として自由に接見できることの根拠法条

刑事訴訟法第八〇条

勾留されている被告人は、第三九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることが出来る。勾引状により監獄に留置されている被告人も同様である。

(解説)

○ 「法令の範囲内」とは監獄法四五条以下、同施行規則一二〇条以下等のことで、接見場所、時間等を定めたもの。右条項を守れば一般の人も自由に勾留中の被疑者・被告人と接見、文書、物の授受が出来るわけである。

刑事訴訟法第八一条 接見等禁止決定の根拠法条

裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されて

いる被告人と第三九条第一項に規定する者以外の者との接見を
禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授
受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧
食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

(解説)

○ 接見等禁止決定が合法であるためには当該被告人につき少
くとも

- ① 逃亡すると疑うに足りる相当な理由
- ② 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由

のいずれかが存在しなければならぬ。

部の大津検事に解除について意見を出させてから決定をするが、
その手続きが遅延するので、申請書を提出したら地裁(五八一・五
四一一)刑事一四部に催促の問合わせをする必要がある。

隠滅については

○ 隠滅の対象物が無い ↓ 検事は十分な証拠を収集済み

右の者は、強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、(註)1 被告事
件につき勾留され目下接見等禁止中であり、左記理由により
右禁止を直ちに全面的に解除するよう申請致します。

○ あったとしても接見禁止等を解除即隠滅可能とはならない。
↓ 接見の方法、文書の検閲

(二) それから一般的に未決囚の人権の問題として

(三) 公判の準備に不便であること

(四) 申請者が被告人に接見したり、文書を交換したりしなければな
らない理由。

東京地方裁判所 御中

住 所
氏 名
続 柄

記

○ 申請書は一通提出するだけで良いが、必ず自分で控えをとってお
くこと。

○ 申請書が出ると裁判所は捜査検事(地検五八〇・四一一)の公安

(註)1 塩見・高原両氏の場合は何も書かなくてよい。

川島・上原両氏の場合は「各補助」と書き加えて下さい。

接見許可願

被告人

昭和四六年 月 日

住 所
氏 名
続 柄

東京地方裁判所 御中

記

右の者は強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁 (註)1 被告事件
につき勾留され目下接見等禁止中であり、左記理由により右
の者と接見致したく許可願います。

年月日	項目	作成者	内容
45年 6/11	意見	大津	「現代の眼」に本件関連記事あればこれを除外されたい。
	差入許可決定	大前	但し「現代の眼(5月号)」は職権不発動
13	接見許可願	塩見	妻子と接見したい。
22	接見許可決定	大前	妻と家族関係事項に限り、看守立会のうえ15分間
29	接見許可願	塩見	時間を1時間にしてほしい。
7/ 6	接見許可願	塩見	週1回30分保障せよ。
8	勾留更新決定(H・J)	大前	7/14～、インメツ、逃亡、1年以上
11	接見許可決定	大前	妻と家族関係事項に限り、看守立会のうえ15分間
20	勾留理由開示公判()	大前	
27	追送検		'70の菩薩の件、破防法39, 40等
8/ 7	勾留更新決定(H・J)	橋本	8/14～、インメツ、逃亡、1年以上
9/10	" (")	"	9/14～ " " "
10/ 6	起訴	山崎	破防法、39, 40、爆取3, 4、凶結、刑4に係属
8	勾留更新決定(H・J)		10/14～ インメツ、逃亡、1年以上
15	審判併合申請	Ⓐ	刑2の爆取を刑5のH・Jに、他の共犯のH・Jを刑5に
26	接見等禁止決定準抗告	Ⓐ	刑事1部へ配転
27	接見等禁止解除申請	Ⓐ	本人の報告書付、刑事14部へ
11/ 5	準抗告棄却決定	刑事1部	
6	Ⓐと大前解除につき面談		
10	勾留更新決定(H・J)		11/14～ インメツ、逃亡、1年以上
13	接見等禁止解除申請 裁判官との面接要請	塩見	
19	意見	大津	不相当
12/ 4	決定	大前	右職権不発動
9	勾留更新決定(H・J)		12/14～、インメツ、逃亡、1年以上

D. 四「被告」の身柄関係メモ No.1

——— 起訴後より現在まで

(一) 塩見孝也氏に関するもの

年月日	項目	作成者	内容
45年 2/28	逮捕状		69.10.21の爆取
3/15	逮捕		執行 午後1:15 於警視庁公安一課
18	勾留		60条I, II, III条、勾留場所丸の内警察署
4/ 1	起訴	大熊	爆取3条、凶結、刑2に係属
8	接見禁止等請求	大熊	黙秘、未逮捕共犯は海外へ、奪還計画あり、H・Jにも関与
"	接見等禁止決定	大前	
21	逮捕状		強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、爆取、銃刀法、出入口管令違反
25	勾留	近藤	60条II, III号
5/14	起訴	大熊	強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、刑5に係属
15	接見等禁止請求	大熊	
"	接見等禁止決定	橋本	
28	接見禁止解除申請	Ⓐ	
	意見	大熊	不相当
	決定	大前	右職権不発動
6/ 8	接見許可願	妻	
	意見	山崎	赤軍の一員故、インメツのおそれあり、不相当
	決定	大前	右職権不発動
9	接見等禁止一部解除申請	Ⓐ	妻についてののみ
	意見	大津	未逮捕共犯あり、奪還計画あり、不相当
11	決定	大前	右職権不発動
6/11	差入許可願	友人	書籍

年月日	項目	作成者	内容
46年 2/17	接 禁 解 除 申 請	Ⓐ	
	意 見	大 津	不相当
2/20	決 定	糟 谷	右職権不発動
2/24	勾 留 更 新 決 定	草 場	2/28 89条 1, 2, 3, 4
3/18	接 禁 解 除 申 請	Ⓐ	
	意 見	大 津	不相当
3/24	決 定	横 田	一部解除 ①内妻速山美枝子、弟好基との 接見、②官製ハガキ使用、直筆の信書の授 受(内妻、弟と) ③朝日新聞社、青木、 岩波、大月、講談社、三一、集英社、小学 館、新潮社、中公、文秋、各刊行書籍差入 許可
3/24	勾 留 更 新 決 定		3/28~ 89条 1, 2, 3, 4
3/31	保 釈 許 可 請 求	Ⓐ	
4/ 5	意 見	大 津	不相当、多数による共犯で共犯者未取調に より罪証インメツのおそれ、本件自体が最 大のインメツ行為。P. B. M作戦の存在、 政治局員であり、組織を利用し逃亡、イン メツの恐れ。

(三) 上原敦男氏に関するもの

年月日	項目	作成者	内容
45年 6/30	令 状 逮 捕		H・Jの罪名
7/ 3	勾 留 決 定	山之口	60条Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 留置場警視庁
7/21	起 訴		強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、 同補助 刑4に係属
"	接見禁止決定請求	Ⓐ大熊	
7/22	接見禁止決定	Ⓐ大前	
"	東 拘 移 監		

(二) 高原浩之氏に関するもの

年月日	項目	作成者	内容
45年 6/ 6	令 状 逮 捕		H・J
6/10	勾 留 決 定		60条1, 2, 3号
6/28	起 訴		強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、 昭45合わ第260号刑20に係属
6/29	接見禁止決定	橋 本	
8/25	勾 留 更 新 決 定	橋 本	住不、インメツ、逃亡、1年以上
9/24	同 上	大 前	同 上
10/15	審 判 併 合 申 請		H・Jの5人を一つに
10/22	勾 留 更 新 決 定	橋 本	住不、インメツ、逃亡、1年以上
10/24	許 可 願 意	本 人	読売新聞購読
10/28	接 禁 解 除 申 請	Ⓐ	可、本件赤軍派に関する記事を除く。 本人の報告書(大津、不相当)
10/29	許 可 決 定	大 前	読売新聞購読、但しよど号事件赤軍派に関 する記事を除く。
11/11	決 定	大 前	10/28のⒶの解除申請につき職権不発動
11/13	接見等禁止解除申請	本 人	
11/19	意 見	大 津	不相当
11/25	一部解除(キ) 面接許	本 人	父母内妻への書信交換、内妻への電報発言 内妻への書籍宅下、友人への賀状発送
	意 見	大 津	各書信、雑誌毎に内容審査の上、許可・不 許可の決定をするのが相当、包括的な解除 は不相当
12/10	決 定	大 前	11/25の本人の一部解除申請について、 職権不発動
12/14	決 定	大 前	11/13の本人の解除申請について、職権 不発動
12/21	勾 留 更 新 決 定	村 上	12/28~ 89条1, 2, 3, 4,
46年 1/25	勾 留 更 新 決 定	横 田	1/28 89条1, 2, 3, 4,

年月日	項目	作成者	内容
45年12/14	決定	本前	職権不発動
15	勾留更新決定	(判)村上	住不、インメツ、逃亡、1年以上
17	意見	大津	不相当
18	不発動	大前	
46年1/5	接見等禁止解除申請	本人	少くとも房内筆記の許可を
	意見	大津	不相当。筆記室で筆記できるから公判準備はできる。
9	決定	大前	職権不発動
14	勾留更新決定	大前	1/21～ 89条1,2,3,4
16	接禁一部解除請求	本人	①房内筆記禁止措置の解除 ②東拘において本決定の為という理由で不許可 ③公判準備の為必要
19	意見	大津	不相当 房内筆記は接禁と否とに拘らず一般的に禁止、所長の裁量。接禁一部解除の対象となり得ない。公判準備の為には筆記室でやればよい。
2/15	勾留更新決定	村上	2/21～ 89条1,2,3,4
17	接禁解除申請	(判)	
19	意見	大津	不相当
20	決定	糟谷	職権不発動
3/10	勾留更新決定	横田	3/21～ 89条1,2,3,4
15	上申書	本人	朝日新聞講読許可決定について
20	決定		朝日新聞講読許可(よど号事件及びこれに関する赤軍派に関する記事を除く)
18	接禁解除申請	(判)	
22	意見	大津	不相当
24	決定	横田	一部解除、朝日新聞社、青木、岩波、大月、

年月日	項目	作成者	内容
45年7/23	接見禁止解除申請	上原本人	
8/5	接見禁止解除申請	(判)	
11	職権不発動	(判)大前 (検)大熊	
17	京都下鴨署に移監		2月の内ゲバの件の捜査のため
25	接見許可願	重信房子	
	職権不発動	(判)橋本 (検)大津	
9/16	勾留更新決定	(判)大前	住所不定、インメツ、逃亡
18	内ゲバの逮捕状執行		
19	起訴		45.2-14の内ゲバで 決 準 京地裁Ⅲ刑に係属
22	接見等禁止解除申請	上原本人	
28	決定	(判)大前	職権不発動
10/8	京都地裁Ⅲ刑に併合申請	(判)	} 京都 → 東京
12	東京地裁Ⅳ刑に併合申請	(判)	
15	審判併合申請	(判)	H・Jの5人を刑5に
19	文書授受禁止一部解除申請	本人	
21	審判併合決定	刑5	京都の内ゲバの件を刑5 H・Jに併合
22	読売新聞講読許可決定		
28	接見等禁止に対する準抗告	(判)	
31	接見禁止解除申請	(判)	違反報告書付
11/2	準抗告棄却決定	刑16部	
6	接見禁止解除につき刑14部		大前(判)と面談
10	併合申請提出	(判)	東大事件(刑16)→H・Jに(刑5)
11	決定	(判)大前	職権不発動
13	接見等解除申請 才面許可願	(判)本人	
18	更新勾決	(判)橋本	11.21～ 住不、インメツ、逃亡、1年以上
19	意見	大津	不相当
12/12	接見禁止解除申請	(判)本人	

年月日	項目	作成者	内容
45年 8/19	右職権不発動	大前	
21	接見等禁止解除申請	弟	
		大津	不相当
24	東京拘置所に移監		
25	決 定	大前	8/21の申請につき、職権不発動
"	接見等禁止解除申請	弟	弟についてのみ一部解除申請
	意 見	大津	不相当
31	決 定	大前	右職権不発動
9/ 1	接見等禁止解除申請	妻	妻についてのみ一部解除申請
	意 見	大津	不相当
2	接見等禁止解除申請	弟	弟についてのみ一部解除申請
	意 見	大津	不相当
8	決 定	大前	9/1 妻、9/2 弟の申請につき、職権不発動
29	勾留更新決定	橋本	10/1～、インメツ、逃亡、1年以上
10/12	接見等禁止解除申請	妻	妻についてのみ一部解除申請
	意 見	大津	不相当
15	決 定	大前	右職権不発動
27	勾留更新決定	大前	11/1～、インメツ、逃亡、1年以上
11/ 4	準抗告棄却決定	熊谷	⊕申立に対し
6	接見等禁止解除申請	⊕	本人の報告書付
14	接見等禁止解除申請	本人	
	裁判官面接許可願	本人	
16	意 見	大津	不相当
12/ 4	決 定	大前	右職権不発動
14	接見等禁止解除申請	妻	妻についてのみ、白内障のおそれ
	意 見	大津	不相当
22	決 定	大前	右職権不発動
"	勾留更新決定	大前	46/1～、インメツ、逃亡、1年以上

年月日	項目	作成者	内容
46年 3/31	一部解除請求	本人	講談社、三一、集英社、小学館、新潮社、中公、文秋、各社刊行書籍の差入許可 ①許可になった本の本人購入 ②読売、サンケイ、毎日、平凡社、晶文社、河出、現代思潮社、思潮社、好文社、鹿告社の書籍の差入・購入 ③父英一、母静江、兄敏成との手紙交換
31	上 申 書	本人	接禁解除について 長期勾留不当、共犯関係処分済、奪還作成はデッチ上げ、公判期日の指定以前に接禁解除すべき、公判準備に支障
4/ 5	意 見	大津	不相当 父母兄との官製ハガキによる交通のみしかるべく……
	決 定	横田	父母兄との官製ハガキによる交信のみ許可

(四) 川島宏氏に関するもの

年月日	項目	作成者	内容
45年 6/20	逮 捕 状		H・J
7/11	令 状 逮 捕		御徒町の茶店、メモ押収
14	勾 留 決 定	橋本	60条 II、III
8/ 1	起 訴		強盗致傷、国外移送略取、同移送、監禁、各幫助、昭45合検第307号、刑事3部係属
4	接見等禁止決定	大前	請求、大津
5	接見等禁止決定準抗告	⊕	
8	右準抗告棄却	新聞	刑12-2
12	接見等禁止解除申請	悦子	
		大熊	不相当

年月日	項目	作成者	内容
46年 1/27	勾留更新決定	草場	46/2/1~ インメツ、逃亡、一年以上
2/ 1	接見一部解除願	妻	妻との手紙の交換禁止を解除
2	保釈申請	本人	
4	一部解除決定	横田	妻との間、家事・育児・家族の消息に関する各直筆の官製ハガキを使用した信書
5	意見	大津	不相当(2.2付本人の保釈申請に対し)
17	接見解除申請	Ⓐ	
19	意見	大津	不相当
20	決定	糟谷	職権不発動
24	保釈請求却下決定	草場	(2.3付本人の保釈申請に対し)
"	勾留更新決定	横田	3/1, 89条 2,3,4
3/ 9	保釈願	本人	
15	意見	大津	不相当
18	接禁解除申請	Ⓐ	
22	意見	大津	不相当
22	保釈請求却下決定	横田	住不、一年以上
24	決定	横田	妻・弟との接見、官製ハガキ使用による直筆信書授受、朝日新聞社、岩波、青木、大月、講談社、集英社、小学館、三一、新潮社、中公、文秋各刊行書籍差入、許可
29	勾留更新決定	横田	4/1 インメツ、逃亡、一年以上
31	保釈許可請求書	Ⓐ	
4/ 3	封書交信許可願	妻	
5	意見(保釈請求に対し)	大津	不相当 共犯者未取調、本担体最大のインメツ行為、P. B. M作戦、中央委員である。逃亡、インメツの恐れあり。
6	決定	横田	(4/3付妻の封書交信許可願に対し) 職権不発動

よ号HI-JACK裁判支援委

連絡先

文京区本郷5-5-8 1967本郷302・自正社・TEL 812-1443
都市工斗争委 TEL 東大(812-2111)内線 7221

TEL 19 ¥200